

第九回国会 衆議院 地方行政、人事、文部、労働各委員会連合審査会議録第一号

昭和二十五年十二月二日(土曜日)

午前十一時十六分開議

出席委員

地方行政委員会

委員長 前尾繁三郎君

理事 河原伊三郎君 理事 野村孝太郎君

理事 龍野喜一郎君 理事 門司 亮君

池見 茂隆君 大泉 寛三君

川本 末治君 清水 逸平君

塚田十一郎君 中島 守利君

吉田吉太郎君 床次 徳二君

山手 満男君 大矢 省三君

久保田鶴松君 木村 榮君

立花 敏男君

人事委員会

委員長 田中伊三次君

理事 田中 重彌君 理事 藤枝 泉介君

理事 湖上房太郎君 理事 平川 篤雄君

理事 松澤 兼人君

小淵 光平君 加藤 隆太郎君

藤井 平治君 今井 耕君

成田 知巳君 八百板 正君

加藤 充君 岡田 春夫君

文部委員会

委員長 長野 長廣君

理事 岡延石工門君 理事 小西 英雄君

理事 岡谷 光衛君 理事 小林 信一君

理事 松本 七郎君

坂田 道太君 佐藤 重遠君

高木 章君 東井三代次君

若林 義孝君 志賀健次郎君

坂本 泰良君 林 百郎君

小林 進君 浦口 鉄男君

労働委員会

委員長 倉石 忠雄君

理事 島田 末信君 理事 福永 健司君
理事 吉武 恵市君 理事 稻葉 修君
理事 赤松 勇君

天野 公義君 金原 舜二君
佐々木秀世君 佐藤 親弘君

篠田 弘作君 塚原 俊郎君

船越 弘君 三浦寅之助君

石田 一松君 早川 崇君

青野 武一君 江崎 一治君

今野 武雄君 中原 健次君

出席政府委員
法務総裁 大橋 武夫君
文部大臣 天野 貞祐君

出席政府委員
人事院総裁 淺井 清君
地方自治 小野 哲君

總理府事務官(地方自治局長) 鈴木 俊一君
總理府事務官(公務員課長) 藤井 貞夫君

委員外の出席者
地方行政委員会 有松 昇君
地方行政委員会 長橋 茂男君

地方行政委員会 安倍 三郎君
人事委員会 横田重左衛門君

文部委員会 石井 扇君
労働委員会 横大路俊一君

労働委員会 濱口金一郎君

本日の会議に付した事件
地方公務員法案(内閣提出第一号)

○前尾委員長 これより地方行政委員会、人事委員会、文部委員会、労働委員会の連合審査会を開きます。

はなはだ微力ではありますが、先例によりまして私が委員長としての職務を行いますから、どうぞよろしくお願い申し上げます。

提案理由の説明につきましてはお手元に配付しておりますところの書類で御了承願ひまして、ただちに質疑に入りたいと思ひます。質疑は通告順によりまして、松本七郎君。

○松本(七)委員 私は文部委員の立場から地方公務員法案について、若干の質問をしたいと思ひますが、この法律案は相当広範囲にわたつていふ／＼な問題を含んでおります。そこで質問申し上げますが、なるべく範囲を限定して御質問申し上げたいと思ひます。

その前に私は現在の教育制度に關して地方自治庁の見解を一応たししておきたいのであります。と申しますのは、現在の教育制度といふものが地方分権的にだん／＼と制度が確立化されつつあり、また地方自治という線に沿つて教育制度も改められつつあるわけでありまして、一方憲法では義務教育が無償でなされるという規定がございます。これは何も国の費用でやらなければならぬという規定があるわけではございません、地方公共団体その他

とにかく無償でなされれば、この目的が達成できるわけでありまして、現在の日本の財政状態から行きますと、やはり国費に頼らなければ憲法の規定を完全に実行することができない実情にございます。そこへ持つて来て、そういう実情にある現在の教育制度そのものは、だん／＼と地方分権化されるといふところに現段階における矛盾があると思ひます。義務教育費の全額国庫負担といふことは、以前から叫ばれておるわけでございまして、これがなかなかできない。そこでそれならばせめて最低の教育費だけは国家で保障するといふような線を確立したいといふので、第七国会でござい

ましたか、標準義務教育費の確保に關する法律案といふのが準備されております。当時文部大臣もはつきりと国会におきましてこれを提出する、こいうふうな言明されておられましたし、それから地方自治庁と文部省との間に

おける折衝も大体の話し合いがついておつたように、われ／＼は聞いておつたのであります。それがい／＼な事情で国会提出に至らずに終つております。これについて当時文部大臣にた

したところによりまして、あくまでもこいう法律を提出する方針を進みたいといふことを、はつきりと文部大臣は言明されておりました。この点について地方自治庁の見解をまず伺いた

のであります。あくまでもあゝいふのを必要とされると考えられるかどうか、これが第一点であります。結局

は、この制度に應じて、この義務教育を無償でやるということを実現するためには、地方の財源がゆたかになつて来なければ、これはできないことであると思ひます。それも努力しなければならぬと思ひます。現状では

国庫の負担によつてやらなければ、地方によつては教育の進んだところと遅れたところとの差が、非常に

はなはだしくなると思ひます。そういう矛盾をどうのような方法で改められると、自治庁は考へておられるか。この点をまず伺ひたいのであります。

○小野政府委員 お答え申し上げます。ただいまお話がございましたように、教育制度が民主化され、かつ分権化されて参つておりますことは、私もその通りで考へております。この場合におきまして特に義務教育を尊重しなければならぬこと、またこれに必要な経費をできるだけ確保いたさなければならぬことにつきましては、まづたゞ同感でございます。従いまして何らかの方法によりまして、これら経費の確保につきましては、政府特に地方自治庁といたしましては、できるだけ配慮をいたして参つておる次第でございます。地方公共団体の財政の状況が終戦以来、きわめて困難な事態に直面して参つておりますことは、御高説の通りでございますが、これに対して地方自治庁といたしましては、できるだけ財政の確立に向つて進めて行きたいという考へのもとに、地方税並びに財政制度の改革を進めて参

つておるような次第でございます、地方公共団体の財政事情もまずその緒に付いたと、かように申してよいかと思ふのであります。と同時に、地方公共団体はきわめて大小、区々まち／＼、多種多様でございます。従いましてその財政力から申ししても、必ずしも同じとは申せないような実情にかながみまして、新たに平衡交付金制度を創

て、義務教育費の確保に関する法律案を将来出すか出さないかということにつきましては、文部当局とも、この点につきまして十分に協議をいたしまして、何らか適当な方法によりまして、法律的な措置を必要とするという場合におきましては、十分に御相談をいたしたい、かように考えておる次第であります。

団体に配分いたしました金額を、自主的にかつ責任を持つて運用するといふ建前になつておるのであります。ただ予算の編成をいたします場合に、二十五年度における新規財政需要が、地方公共団体においてどの程度あるかということは、算定いたさなければなりませんが、従つて新規財政需要といたしまして、平衡交付金の中に織り込むこと

だ。そこで地方によつては吉田総理大臣を告訴するといふようなふうにいきまいておる異もあるぐらひでありまして、はたしてこれが平衡交付金でまかかうべきものかどうかということについても、異論があるように聞いておるのであります。この点はいかがですか。

○小野政府委員　二十四年の年末手当

任の道を開くことが適當であらう、か
ように考へて規定をいたしたのであり
ます。

なお具体的な実例等につきまして
は、公務員課長から御説明申し上げま
す。

○藤井政府委員 お答えいたします。

御指摘の任命権の委任の問題でござい
ます。これは令政務次官からお話し

設いたしまして、これが調整の役を
させるようにいたして参つておること
は、これまた御了承の通りであります。
問題はこれが具体的に実施され、
また円滑に運営されることによりまし
て、ただいまお説のように、地方公共
団体における教育費の問題も解決され
るよう努力して参らなければならな
いと思つておるのでございまして、義
務教育費の確保につきましては、地方
自治庁におきましても、與う限りの努
力をいたして参る所存でございます。

○松本(七)委員　そこでこゝには、くは教育費も平衡交付金に頼らなければならぬ事情が続くであらうと予想されるのでありますが、この平衡交付金の場合でも、すでに今回の問題が起つておるのでございますが、たとえばさんだつて天野文部大臣の言明されたところによりますと、平衡交付金三十五億の中から、二十四年度分の年末資金分として七億二千六百万円ですが、それから給與ベース改訂――三月份、これが九億円、それから今回の年末資

とが適當であるといふことが、たゞの口できましては、地方財政委員会においてこれを計上する、こういう措置をとつて参つたのであります。ただいまお話がございました二十四年の年末でございましたか、手当を出しました場合における所要の経費を、どういふふうにとまかなつて行くのか、こういう御質問のようでございますが、これは、一十五年度の地方公共団体の財政需要に見合つての二十五年度の平衡交付金の問題とは、別個に考えることが適當で

の理事兼幹事。國において何となくいへばならぬといふことは、私もお説の通り同感でございます。ただこれらを二十五年年度の地方財政平衡交付金の中に織り込んで行くといふことについては、理論上妥當でない、こういう考を方を持つております。従いまして政府といたしましては、二十四年の年末手当の問題につきましては、別途にこれが解決につきまして検討を加える必要がある、かように考えておる次第でございます。

たしましたように、現在もこういうこととが事実上行われておりますし、新しい制度になりましたでも、何分多くの職員を、たとえば地方団体の長であります知事とか市長とかいうものは擁しておるわけでございますので、あらゆる任命権を全部その任命権者が保持していなければならないというふうにいたしますことは、かえつて実情に合わないことにもなりますので、こういう道をつけることにいたしましたわけであ

○松本(七)委員　そういたしますと、現在は平衡交付金の制度で、これが扱われておるのでありますが、将来標準義務教育費の確保というような特別な立法をされることを考えておられますか。

金として十億、それからもう一つ、個別推定表の改正に伴う四億九千万円、こういつたものが平衡交付金の中の算定の基礎に加えられておるといふふう

に、われ／＼は解釈しておるのです

が、それに間違ひはないのですか。

はないが、かように私は思うのでござ
います。従いましてもちろん財政需
を算定いたします場合において、い
ろの項目について考えて行かなけれ
ばならないことは、申すまでもない
でございますが、地方財政委員会と

○松本(七)委員 夫にこの法案について若干お伺いしてみたいと思います。第六條でございますが、ここに、任命権者は、「権限の一部をその補助機関たる上級の地方公務員に委任することである。」という規定があります。これは、一、任命権の範囲より委任がな

は、たとへば県の場合で申しますと、地方事務所長に雇員の任命権を委任をいたしました、あるいは本庁関係でありますが、各部の部長に雇員の任命権を委任するというようなことが、実例としては考えられるのであります。

○小野政府委員 横澤義孝君の所
保に關しまして、従来何らかの特別な
法制的な措置をしてはどうかとの特別な
で、政府内において、いろいろ協議
を進めて参つたのでございまして、こ
の経過につきましてもすでに御承知の
通りと存じますので、つけ加えて申し
上げるまでもないかと存じます。地方
自治庁といたしましては、地方財政委
員会が、地方財政平衡交付金の運用に
よつて財政調整の使命を全うするよう
にいたしております。茲にかんがひまし

御承知のごとくその法律の建前から申しまして、その使途につきましてもは格件をつけたり、あるいは制限をしたたりすることができないことになつておるのであります。ただいまお話がございました具体的に補正予算の上に計上されております三十五億の問題でありすが、その中にこう／＼こういうものが入つておるではないか、こういう御指摘でございますが、平衡交付金の運用いたしましたしでは、当該地方公共

付金におきましては、給興の改訂をやる他の点から申しまして、これだけの財政需要があるし、また地方の歳出増になるわけでありますので、平衡交付金でまかなうべきである、こういう結論に到達をいたしたような次第でございます。

○松本(七)委員 この二十四年度分年末資金の件については、これは元二十四年度分ですから、七億二千万というものは国庫で負担すべきもので

か、その点をお伺ひいたします。

○小野政府委員 詳しいことは、関係閣僚の課長から申し上げたいと存じますが、任命権者が、現状におきまして委任をしておるような場合がございするので、上級とか下級というようことは、まあ文句の使い方としていふがかとも存じますが、さような現行具体的な実情をもしんじやういたして、将来やはり任命権者が、人事

ます。但し権限の一部ということでは、
ざいとするので、全部の権限を委任さ
せるということとは、できないものと申
います。その委譲いたします権限の重
中におきましても、たとえば事柄の重
要性に従ひまして、懲戒とかあるいは
免職とかいうような事柄につきまして
は、やはり長にこれを留保しておくと
いうことが必要な場合が、多からう
いうふうに考えるのであります。ただ
この法案では、別にその基準につき

しては、はつきりときめておりません。それは個々具体的に各地方公共団体の実情に應じて、適宜の基準を定めて参るといふことを期待いたしておる次第であります。

○松本(七)委員 前後いたしますが、この法律で教職員が一般職として扱われている結果、教職員の政治活動が大幅に制限を受けることになりました。これは非常な問題でございまして、一般の公吏と同様に教職員を取扱つて、政治活動も大幅な制限を受けるということになりますと、――元来政党政治は民主政治の基礎でありますから、政党活動に対する国民の関心が高くなければ、政党政治というものは健全な発達ができない。この民主政治の基礎になるところの政党に対して、とかく学校の先生というものが、無関心であることが正しいことのように誤った観念が、今まではむしろ生じておつたのです。これをむしろ改めて行かなければ、日本の政党政治は健全な発達は、むしろかえりまして思つておるのではありません。そういう重大なときに、政治活動を大幅に制限するということになりますと、私は日本の政党政治が、むしろ退歩する危険がここにあると考へるのであります。何だか教育というものは非常に高尚なもので、世俗を離れたものであるかのごとく考へて、政党の活動というものが、教育者から見ると非常に下劣なものであるかのような誤った観念を、ここに再び生む危険があると私は思ふのであります。むしろ私は積極的に政党政治に対する正しい判断、正しい関心を、小さい子供のときから植えつけて行くといふことの方が大切であり、特にこうい

うふうな時代の要革期において、これから民主政治を確立しなければならぬというときに、学校の先生が政党に対する関心を深くして、政治に対する関心を深くし、その活動を正しくやることによつて、中央も地方も、政界が淨化されて行く。むしろそういう任務を学校の先生のような、まじめに物事を考へておる人に私は期待したいのであります。そういう意味で、私はこの制限ということは大きな問題であり、むしろ学校の先生の政治活動は、こういう大幅な制限をなすべきではない、むしろ考へるべきでございますが、この点に對する自治庁のお考えを承りたいと思ひます。

○小野政府委員 お説のように、個人が政治的な活動をいたしますことは、憲法上も自由でございます。ただ私どもがこの法律案で公務員の政治的行為の制限につきまして規定をいたしておりますゆへには、地方公務員が全体の奉仕者であるという基本的な本質から出発いたしておるのであります。また教職員におきましては、教育公務員特例法によりまして、教育を通じて、全体の奉仕者としての立場にあるということが明らかにしておいて、その中で、従ひまして教職員につきましても、地方公務員たる地位におきまして、一般地方公務員と同じような取扱をいふことが、妥当であらうと考へた次第であります。ただ政治的行為の制限を規定いたしますについては、あらゆる面においてこれを制限するといふ意味ではないのであります。この法律案の第三十六條の各項に規定しておりますように、政治的な目的を伴ひました政治的な行為について、こ

れを制限するということにいたしておるわけでございまして、御承知のように、またたいたいまお話がございましたように、民主政治が健全なる政党の発達によつて助長されて行くということは、私もまったく同感でございます。その場合において公務員たる身分を持つておる者におきまして、その本質論から考へましては、その本質論から考へましては、ただ能率的に、また継続して、安定して、いわゆるその公務員たる職責を果すと同時に、それが政治的には公務員の中立性をとることによりまして、むしろ身分の保障の上においては、ある程度保護されるゆへんになるのではないかと、かような趣旨をこの法律案の中にも織り込んで規定をいたしておるような次第でございます。

○松本(七)委員 この問題は一応留保しておきますが、ただ現在学校の先生といふものは、実際の政治的活動をするといふ／＼な法律で制限を受けておるのです。公職選挙法でもそうでございます。それから教育基本法においても、やはり政治活動は制限されております。勤務時間中ではできない。また学校におきましてはできない。地位を利用してはできない。そういうふうなちやんと制限されておるのでありますから、こゝういふ扱いをする必要は今さらないと思つてございまして、その点は留保いたしておきます。

次にこの第七條の人事委員会、公平委員会の設置についてでございますが、御承知のように市町村立の学校の教職員は、教育公務員特例法によりまして、その身分は市町村に属することになっております。ところがこの任命権、監督権といふものは教育委員会に

ございまして、そこで地方公共団体は何らの関係もないことになるわけでございまして、この関係をひとつ明確にしたいと思ひます。

○藤井政府委員 お答えいたします。人事の専門行政機関でございます。人事委員会と、教育に関する主管の役所でありまして、教育委員会との関係でございますが、これにつきましては、原則論としていたしましては人事委員会と当該地方公共団体におきまして他の職種の任命権者、すなわち第六條で規定いたしましたように、地方団体の長、議会の議長、選挙管理委員会、監査委員、公安委員会あるいは教育委員会と

いふような、任命権者といふものの立場とまったく同様のことになるわけであります。すなわち簡単に申しますと、人事委員会が人事行政に関する大きな枠を設けて、そのわくに從つてそれ／＼の任命権者が任命権を行使して参るといふことに相なるわけでありまして、その点におきまして人事委員会と教育委員会との関係は、地方公共団体の長との関係と何ら異なるわけがないといふことに相なるわけでございまして。

○松本(七)委員 次に第八條の人事委員会の項の第九号と第十号及び公平委員会の項の第一号、第二号に「必要な措置」という規定がありますが、この「必要な措置」といふのは、具体的にどういふことを指すのでございましょうか。

○藤井政府委員 第八條第一項の第九号、第十号、並びに第二項の公平委員会の権限であります。第一号、第二号に「必要な措置」といふことが掲げられておるのであります。その点は具体的に申し上げますと、第一項の第九号と、第二項の第一号にありましては、四十六條以下に掲げてございまして、また第一項第十号と第二項の第二号の権限につきましては、四十九條以下にこれが掲げてあるわけでありまして、勤務条件に関する措置に關しましては、職員が勤務条件に關して人事委員会なり公平委員会に對しまして、地方公共団体の当局によりまして適當な措置がとられるべきことを要求いたし、この要求がございました際には、人事委員会、公平委員会は事務について慎重な審査を行ひまして、その結果に基いて措置をするのであります。が、その措置といふことは、一つは人事委員会なり公平委員会が、みずからの権限に屬する事項を行使する場に申しますと、たとえば給與に關してでございますが、給與は他の條項に、すべて当該地方公共団体の條例で定めることに相なつておるのであります。しかしこの條例におきましては、やはり大綱がきまつて参るわけでありまして、その細則につきましてはあるいは人事委員会に細目の決定をゆだねるというふうなことも予想されるのであります。具体的に申しますと、昇給の基準に關する細目でありまして、あるいは職員が休んだ、勤務をしないというふうな場合における給與の減額

の措置をどうするかというふうな細目につきまして、人事委員会の権限にゆだねることも想像されるのであります。そういう場合にございましては、これは條例の規定に基いて人事委員会に與えられた権限でございするので、

体的に申し上げますと、第一項の第九号と、第二項の第一号にありましては、四十六條以下に掲げてございまして、また第一項第十号と第二項の第二号の権限につきましては、四十九條以下にこれが掲げてあるわけでありまして、勤務条件に關しては、職員が勤務条件に關して人事委員会なり公平委員会に對しまして、地方公共団体の当局によりまして適當な措置がとられるべきことを要求いたし、この要求がございました際には、人事委員会、公平委員会は事務について慎重な審査を行ひまして、その結果に基いて措置をするのであります。が、その措置といふことは、一つは人事委員会なり公平委員会が、みずからの権限に屬する事項を行使する場に申しますと、たとえば給與に關してでございますが、給與は他の條項に、すべて当該地方公共団体の條例で定めることに相なつておるのであります。しかしこの條例におきましては、やはり大綱がきまつて参るわけでありまして、その細則につきましてはあるいは人事委員会に細目の決定をゆだねるというふうなことも予想されるのであります。具体的に申しますと、昇給の基準に關する細目でありまして、あるいは職員が休んだ、勤務をしないというふうな場合における給與の減額

○松本(七)委員 そうすると二十八條の分限の規定においては、これは訴願の道は全然ないのですか。

○藤井政府委員 分限の場合におきましても、その意に反して降任され免職されるというところにおきまして、本人にとりましては不利な処分であることはかわりがないと思いますので、この場合も懲戒と同様に審査を請求することができるとあります。

○松本(七)委員 二十八條の分限の場合、「勤務実績が良くない場合」と書いてございすが、これは判定はだれがするのですか。

○藤井政府委員 勤務実績がよくないかどうかというところは、実際問題として、任命権者が行うことに相なると思つております。しかしながら、任命権者がこれを行います場合におきましても、それが恣意的に流れてはならないことは当然のことでありまして、ここにはつきりと掲げられておりますように、勤務実績がよくないという場合に、免職ができるということの規定の精神、この分限規定がそもそも職員の仕事保障であり、やたらに首を切られないというこの保障であるという点から考えまして、慎重な判定をいたさなければならぬことは当然でございすが、判定自身は、個個具体的の場合には、結局は任命権者に帰することになると思つておりますが、その判定はたして正しかつたかどうかというところは、第三者的な、いわゆる準司法的な権限を有する人事委員会なり公平委員会が、最終的にこれの判定が正しかつたかどうかということとを決定することに相なるわけであり

○松本(七)委員 そうすると、たとえは教職員の場合は、教育委員会がそういう判定をすることになるのですか。

○藤井政府委員 お説の通りであります。ただつけ加えて申し上げておきますが、今御指摘がございまして二十八條の第三項におきまして、職員の意に反する免職等の手続、効果は、本法に特別の定めがある場合を除いては、條例で定めなければならないというふう

に相なつておられますので、手続等につきましては、さらに客観的なある基準を設けることは、條例によつて道が開かれておるといふことを、御承知置き願いたいと思つております。

○松本(七)委員 そうすると、第四十條の勤務成績の評定の場合ですが、これも教職員の場合などには、任命権者が勤務成績を評定するという建前となつておられるので、いわゆる教育委員会であろうと思つて、教育委員会が勤務成績の評定をすることは、不可能じゃないかと思つて、

○藤井政府委員 勤務成績の評定につきましては、四十條の二項で、これは原則規定でございすが、人事委員会は、勤務成績の評定に関する計画の立案でありますとか、その他勤務成績に關して必要な事項について、任命権者に勧告ができることになつておりまして、どういふ方法でこれをやつて行くべきか、という点にございまして、この大わくは、人事委員会が定めることに相なつておられるわけであり

ます。その十二條に今お尋ねのありました危惧の点がないような措置が講ぜられております。すなわち「学長、教員及び部長の勤務成績の評定及び評定の結果に応じた措置は、大学管理機関が行う」といふふうに書いてあります。これは大学についてでございすが、このようにいたしまして、大学管理機関がやることに相なつておられるわけであり

ます。ただその他の一般の教員の勤務成績の評定につきましては、御指摘のようになり、とうてい教育委員会がすべての評定を行うことはできないのではな

いかと思つて、ごもつとも次第であると思つて、ただ勤務成績の評定の最終の責任は、やはり任命権者の一つ

の発動でございまして、任命権者が負うわけでありまして、先刻松本委員から御指摘がございまして、任命権の一部の委譲といふようなことをもちまして、勤務成績の評定の中

でも、ある部分については、それらの下部の機構にこれをゆだねて行くという

こともできましようし、また手続の慎重を期します際に、最終には任命権者が行つけれども、その内申制度といふようなものをとりまして、教員の直接の上級監督者等に内申を認める等の措置を講じますことによつて、適正な運営がございすることを期待いたしてお

○松本(七)委員 その内申制度というのがうまくいけば適切になるが、下手をすれば責任がはつきりしないやうな妙なことになるおそれが多分にある。そこで聞いておられるわけですが、たとえば勤

務成績評定を、今政府委員が言われた四十條の二項の、勤務成績の評定に關する計画の立案、必要な事項を任命権者に勧告するといふ規定で、人事委員

会が任命権者である教育委員会に對して、勤務成績の評定は校長が、やつたらよからうといふようなことを勧告することができるとは、

○藤井政府委員 この勧告は、先刻も申し上げたかと思つて、勤務成績の評定制度自身の大きな点と申しま

すか、そういう具体的な評定自体ではなくて、計画のわくをきめるというこ

とになりまして、そのきめられた計画の採用を、それらの任命権者に勧告をするといふことに相なるわけであり

○松本(七)委員 具体的に言つて、その点につきましては、国家公務員の場合におきましても、完全な勤務成績の評定制度は、いまだでござい

ておりませんで、現在これは研究中であるといふふうに聞いておりますが、この場合想像せられますのは、今御指摘がございまして、内申といふ

ような制度をとると、その内申者の恣意によつていろいろ実相を曲げられることになるといふやうな心配も実はあるわけでありまして、しかしながら、この点につきましては、内申といふこ

とも少し客観的な判定のできますよ

うな様式を定めまして、そこに恣意が入らないように、また恣意が入つた

のをいまして、それはどこに入つた

のがどうか、ただちにあとからわかるやうな適切な措置が講ぜられて

参るといふふうに、私は考えておる次第であります。

○松本(七)委員 具体的に言つて、その点につきましては、国家公務員の場合におきましても、完全な勤務成績の評定制度は、いまだでござい

ておりませんで、現在これは研究中であるといふふうに聞いておりますが、この場合想像せられますのは、今御指摘がございまして、内申といふ

ような制度をとると、その内申者の恣意によつていろいろ実相を曲げられることになるといふやうな心配も実はあるわけでありまして、しかしながら、この点につきましては、内申といふこ

とも少し客観的な判定のできますよ

うな様式を定めまして、そこに恣意が入らないように、また恣意が入つた

のをいまして、それはどこに入つた

のがどうか、ただちにあとからわかるやうな適切な措置が講ぜられて

参るといふふうに、私は考えておる次第であります。

○松本(七)委員 具体的に言つて、その点につきましては、国家公務員の場合におきましても、完全な勤務成績の評定制度は、いまだでござい

ておりませんで、現在これは研究中であるといふふうに聞いておりますが、この場合想像せられますのは、今御指摘がございまして、内申といふ

ような制度をとると、その内申者の恣意によつていろいろ実相を曲げられることになるといふやうな心配も実はあるわけでありまして、しかしながら、この点につきましては、内申といふこ

とも少し客観的な判定のできますよ

うな様式を定めまして、そこに恣意が入らないように、また恣意が入つた

のをいまして、それはどこに入つた

のがどうか、ただちにあとからわかるやうな適切な措置が講ぜられて

参るといふふうに、私は考えておる次第であります。

おりますが、私一人時間をとつても何です。一応これで打切つて、なお必要があれば先に延ばして留保しておきたいと思ひます。

○若林委員 先ほど松本七郎君の質疑に対して政務次官から御答弁があつたのでありますが、明確を欠いたように思ひますので、一応念のために伺つておきたいと思ひます。二十四年度の年末の予算について別途に考慮しなければならぬというのでありますが、今年度の三十五億の平衡交付金の中には七億二千万円が入つていないのでしようか。あるいは入つておるか。将来はこういう性質のものについても別途に考慮するといふのか。あるいは今度は全然入つておらないのか。別にこれを見て支拂うのか。現在のところはつきりこれだといふことで地方に交付するのではありませんか。国が地方公共団体に負う債務になつておると思ひますが、これをひとつ明確にしたいと思ひます。これが今年度の平衡交付金の三十五億の中に入つていないとすれば、別に債務を弁済する方法を講じなければならぬと思ひますが、そこを明確にしたいと思ひます。

は、三十五億の中から地方に対して支拂つて帳消しにせよといふ意味ですか。また別に昨年度の七億二千万円といふものを地方へ名目をつけてお出しになる意味の別途であるか。これをお聞きしたい。

○小野政府委員 地方財政平衡交付金の算定をいたします場合には、いわゆる三十五億なるものは、二十五年度において生じた財政需要を繰り込んでおるわけでありまして、従つて二十四年の分につきましては、法律の扱いから行かなくても、どうしても入れるわけには参らないわけでありまして、従つて政府としては、関係各省の間で十分に協議しまして、何らかの適当な方法によつてこれを解決して行くようにしたいといふので、実は昨日もこの点について寄り／＼協議を始めておるような次第であります。

○若林委員 それで大体明確になりましたので、早急に七億二千万円を御考慮願うように御努力願ひたい。

○若林委員 それで大臣明確になりましたので、早急に七億二千万円を御考慮願うように御努力願ひたい。

○小野政府委員 若林さんにお答え申し上げます。昭和二十四年度末に出しました手当のあと始末でございまして、これにつきましては、先ほども申し上げましたように、本年度の補正予算に計上される予定になつております地方財政平衡交付金の増額分の中には入つておりません。従つて何らかの別途の措置によりまして、これを処理して行く必要がある、かように考えております。

○若林委員 その別途の措置といふのは、三十五億の中から地方に対して支拂つて帳消しにせよといふ意味ですか。また別に昨年度の七億二千万円といふものを地方へ名目をつけてお出しになる意味の別途であるか。これをお聞きしたい。

○小野政府委員 地方財政平衡交付金の算定をいたします場合には、いわゆる三十五億なるものは、二十五年度において生じた財政需要を繰り込んでおるわけでありまして、従つて二十四年の分につきましては、法律の扱いから行かなくても、どうしても入れるわけには参らないわけでありまして、従つて政府としては、関係各省の間で十分に協議しまして、何らかの適当な方法によつてこれを解決して行くようにしたいといふので、実は昨日もこの点について寄り／＼協議を始めておるような次第であります。

○若林委員 次に任命のことでありますが、教育公務員の特例法の十五條で、公立学校の教育公務員の任命権者は教育委員会であることは明確になりました。また任用の基準といふものが教育職員免許法によつて免許状制度によつて行われておる。しかるに地方公務員法案の十八條では、競争試験によつて任用するといふことが明確にされておるわけでありまして、讀んでみますと、公務員法の方が優先するといふような文字を使つておるところがあるのですが、教育公務員はいずれの法律に従つて任用されるか、明確にしたいと思ひます。

○藤井政府委員 お答えいたします。ただいまの点であります。これは第二條には、地方公務員に関する従前の法令等の規定が、この地方公務員法に抵触する場合には、この法律の規定が優先するといふふうになつております。私たちの解釈をいたしましては、教員につきましては御指摘のように免許状の制度がございまして、現在教育公務員特例法におきまして、採用または昇任といふものは選考によること、が明らかにされておる。これは教育公務員の性格に基きまして当然のことであるといふふうに考えておりますので、この規定自身は本法の規定に矛盾をしない、その特例であるといふふう

○若林委員 大臣がおいでになりましたから、先ほどの点とちよつと重複しますけれども全國民の注視しておることでありますので、ひとつ大臣から一度お答えを願ひたいと思ひます。大體補正予算に盛り込んでおります三十五億の今年度の平衡交付金のうち、他のことについては大體了承いたしましたのでありますが、昨年度の年末手当に關する七億二千万円に対しては、ただいま政務次官からは、これは法律上その七億二千万円を三十五億の中の算定基礎に入れることができない。そこで別途支出することを考慮いたしておるといふことの御答弁があつたのであります。地方財政に重大な影響を持つておることでありまして、早急にこれを支出する運びをとつていただくことを希望するのであります。大臣から、一度この七億二千万円について明確にお答えを願ひたい。

○岡野國務大臣 若林委員の御質問にお答え申し上げます。先般七億二千万円が大部分問題になつておるのでございまして、それは文部省の予算としまして出ておつたのでございまして、そんなことも考慮されたのでございまして、七億二千万円は削られて、そうして平衡交付金は三十五億になつた、それで三十五億と七億二千万円の関係とおつしやれば、おそらく政務次官も私と同じ答弁をされたことと思ひますが、三十五億の中には七億二千万円が入つていないこ

とは確かでございます。それじやその七億二千万円をどうするかといふことにつきましては、文部大臣並びに大蔵大臣ともよく協議しまして、早急に何とか考慮しなければならぬといふことで、寄り／＼話し合ひをいたつておる次第でございます。現状をいたしましては、これだけは御答弁できると思ひます。

○若林委員 それで大臣安心できたのでありますが、どうぞ早急にそれができましようお願ひをいたしたいと思ひます。

それから次に先ほど松本君からも御質疑があつたのでありますが、教職員の政治活動云々といふことであります。私も特別に教職員のごとき社会の範となる者に対して、こういうきゆうくつない／＼な制限的なものを設けることは、不本意と思ひますのであります。なお民主政治が發展して行く上におきましては、社会の師表たるべき教職員が先頭に立つて、堂々たる選挙運動を國民に見せ、教員の常識に反せざる堂々たる態度をとられることはよいと考へるのであります。しかしながら現在の実情としましては、松本委員のお考へになつておるような態度が教職員の中に見られると思へないのを残念に思ひます。たとえてみれば、本会議においてある社会党の議員が、こういうことを発言しておるのであります。日教組は社会党のものでありまして、日教組は社会党の一派の専断に教職員組合がなるやうなことがあつてはならぬといふ氣持を持つておるわけでありまして、これは日教組を指導するものはなほだしいものである。おそらく良識のある教職員は、

度定義づけられるのではないかと思ひます。ただいまお話がありました教育公務員につきましては、この法律案の第二條の点から申しまして、ここにあります通り、「地方公共団体のすべての公務員をいう。」といふことになつておる点から考えまして、この中に包攝されておるものである、かように解釈しております。

○若林委員 大臣がおいでになりましたから、先ほどの点とちよつと重複しますけれども全國民の注視しておることでありますので、ひとつ大臣から一度お答えを願ひたいと思ひます。大體補正予算に盛り込んでおります三十五億の今年度の平衡交付金のうち、他のことについては大體了承いたしましたのでありますが、昨年度の年末手当に關する七億二千万円に対しては、ただいま政務次官からは、これは法律上その七億二千万円を三十五億の中の算定基礎に入れることができない。そこで別途支出することを考慮いたしておるといふことの御答弁があつたのであります。地方財政に重大な影響を持つておることでありまして、早急にこれを支出する運びをとつていただくことを希望するのであります。大臣から、一度この七億二千万円について明確にお答えを願ひたい。

○岡野國務大臣 若林委員の御質問にお答え申し上げます。先般七億二千万円が大部分問題になつておるのでございまして、それは文部省の予算としまして出ておつたのでございまして、そんなことも考慮されたのでございまして、七億二千万円は削られて、そうして平衡交付金は三十五億になつた、それで三十五億と七億二千万円の関係とおつしやれば、おそらく政務次官も私と同じ答弁をされたことと思ひますが、三十五億の中には七億二千万円が入つていないこ

とは確かでございます。それじやその七億二千万円をどうするかといふことにつきましては、文部大臣並びに大蔵大臣ともよく協議しまして、早急に何とか考慮しなければならぬといふことで、寄り／＼話し合ひをいたつておる次第でございます。現状をいたしましては、これだけは御答弁できると思ひます。

それから次に先ほど松本君からも御質疑があつたのでありますが、教職員の政治活動云々といふことであります。私も特別に教職員のごとき社会の範となる者に対して、こういうきゆうくつない／＼な制限的なものを設けることは、不本意と思ひますのであります。なお民主政治が發展して行く上におきましては、社会の師表たるべき教職員が先頭に立つて、堂々たる選挙運動を國民に見せ、教員の常識に反せざる堂々たる態度をとられることはよいと考へるのであります。しかしながら現在の実情としましては、松本委員のお考へになつておるような態度が教職員の中に見られると思へないのを残念に思ひます。たとえてみれば、本会議においてある社会党の議員が、こういうことを発言しておるのであります。日教組は社会党のものでありまして、日教組は社会党の一派の専断に教職員組合がなるやうなことがあつてはならぬといふ氣持を持つておるわけでありまして、これは日教組を指導するものはなほだしいものである。おそらく良識のある教職員は、

○小野政府委員 若林さんにお答え申し上げます。昭和二十四年度末に出しました手当のあと始末でございまして、これにつきましては、先ほども申し上げましたように、本年度の補正予算に計上される予定になつております地方財政平衡交付金の増額分の中には入つておりません。従つて何らかの別途の措置によりまして、これを処理して行く必要がある、かように考えております。

○若林委員 その別途の措置といふのは、三十五億の中から地方に対して支拂つて帳消しにせよといふ意味ですか。また別に昨年度の七億二千万円といふものを地方へ名目をつけてお出しになる意味の別途であるか。これをお聞きしたい。

○小野政府委員 地方財政平衡交付金の算定をいたします場合には、いわゆる三十五億なるものは、二十五年度において生じた財政需要を繰り込んでおるわけでありまして、従つて二十四年の分につきましては、法律の扱いから行かなくても、どうしても入れるわけには参らないわけでありまして、従つて政府としては、関係各省の間で十分に協議しまして、何らかの適当な方法によつてこれを解決して行くようにしたいといふので、実は昨日もこの点について寄り／＼協議を始めておるような次第であります。

○若林委員 次に任命のことでありますが、教育公務員の特例法の十五條で、公立学校の教育公務員の任命権者は教育委員会であることは明確になりました。また任用の基準といふものが教育職員免許法によつて免許状制度によつて行われておる。しかるに地方公務員法案の十八條では、競争試験によつて任用するといふことが明確にされておるわけでありまして、讀んでみますと、公務員法の方が優先するといふような文字を使つておるところがあるのですが、教育公務員はいずれの法律に従つて任用されるか、明確にしたいと思ひます。

○藤井政府委員 お答えいたします。ただいまの点であります。これは第二條には、地方公務員に関する従前の法令等の規定が、この地方公務員法に抵触する場合には、この法律の規定が優先するといふふうになつております。私たちの解釈をいたしましては、教員につきましては御指摘のように免許状の制度がございまして、現在教育公務員特例法におきまして、採用または昇任といふものは選考によること、が明らかにされておる。これは教育公務員の性格に基きまして当然のことであるといふふうに考えておりますので、この規定自身は本法の規定に矛盾をしない、その特例であるといふふう

○若林委員 大臣がおいでになりましたから、先ほどの点とちよつと重複しますけれども全國民の注視しておることでありますので、ひとつ大臣から一度お答えを願ひたいと思ひます。大體補正予算に盛り込んでおります三十五億の今年度の平衡交付金のうち、他のことについては大體了承いたしましたのでありますが、昨年度の年末手当に關する七億二千万円に対しては、ただいま政務次官からは、これは法律上その七億二千万円を三十五億の中の算定基礎に入れることができない。そこで別途支出することを考慮いたしておるといふことの御答弁があつたのであります。地方財政に重大な影響を持つておることでありまして、早急にこれを支出する運びをとつていただくことを希望するのであります。大臣から、一度この七億二千万円について明確にお答えを願ひたい。

○岡野國務大臣 若林委員の御質問にお答え申し上げます。先般七億二千万円が大部分問題になつておるのでございまして、それは文部省の予算としまして出ておつたのでございまして、そんなことも考慮されたのでございまして、七億二千万円は削られて、そうして平衡交付金は三十五億になつた、それで三十五億と七億二千万円の関係とおつしやれば、おそらく政務次官も私と同じ答弁をされたことと思ひますが、三十五億の中には七億二千万円が入つていないこ

とは確かでございます。それじやその七億二千万円をどうするかといふことにつきましては、文部大臣並びに大蔵大臣ともよく協議しまして、早急に何とか考慮しなければならぬといふことで、寄り／＼話し合ひをいたつておる次第でございます。現状をいたしましては、これだけは御答弁できると思ひます。

○若林委員 それで大臣安心できたのでありますが、どうぞ早急にそれができましようお願ひをいたしたいと思ひます。

それから次に先ほど松本君からも御質疑があつたのでありますが、教職員の政治活動云々といふことであります。私も特別に教職員のごとき社会の範となる者に対して、こういうきゆうくつない／＼な制限的なものを設けることは、不本意と思ひますのであります。なお民主政治が發展して行く上におきましては、社会の師表たるべき教職員が先頭に立つて、堂々たる選挙運動を國民に見せ、教員の常識に反せざる堂々たる態度をとられることはよいと考へるのであります。しかしながら現在の実情としましては、松本委員のお考へになつておるような態度が教職員の中に見られると思へないのを残念に思ひます。たとえてみれば、本会議においてある社会党の議員が、こういうことを発言しておるのであります。日教組は社会党のものでありまして、日教組は社会党の一派の専断に教職員組合がなるやうなことがあつてはならぬといふ氣持を持つておるわけでありまして、これは日教組を指導するものはなほだしいものである。おそらく良識のある教職員は、

○小野政府委員 若林さんにお答え申し上げます。昭和二十四年度末に出しました手当のあと始末でございまして、これにつきましては、先ほども申し上げましたように、本年度の補正予算に計上される予定になつております地方財政平衡交付金の増額分の中には入つておりません。従つて何らかの別途の措置によりまして、これを処理して行く必要がある、かように考えております。

○若林委員 その別途の措置といふのは、三十五億の中から地方に対して支拂つて帳消しにせよといふ意味ですか。また別に昨年度の七億二千万円といふものを地方へ名目をつけてお出しになる意味の別途であるか。これをお聞きしたい。

○小野政府委員 地方財政平衡交付金の算定をいたします場合には、いわゆる三十五億なるものは、二十五年度において生じた財政需要を繰り込んでおるわけでありまして、従つて二十四年の分につきましては、法律の扱いから行かなくても、どうしても入れるわけには参らないわけでありまして、従つて政府としては、関係各省の間で十分に協議しまして、何らかの適当な方法によつてこれを解決して行くようにしたいといふので、実は昨日もこの点について寄り／＼協議を始めておるような次第であります。

○若林委員 次に任命のことでありますが、教育公務員の特例法の十五條で、公立学校の教育公務員の任命権者は教育委員会であることは明確になりました。また任用の基準といふものが教育職員免許法によつて免許状制度によつて行われておる。しかるに地方公務員法案の十八條では、競争試験によつて任用するといふことが明確にされておるわけでありまして、讀んでみますと、公務員法の方が優先するといふような文字を使つておるところがあるのですが、教育公務員はいずれの法律に従つて任用されるか、明確にしたいと思ひます。

○藤井政府委員 お答えいたします。ただいまの点であります。これは第二條には、地方公務員に関する従前の法令等の規定が、この地方公務員法に抵触する場合には、この法律の規定が優先するといふふうになつております。私たちの解釈をいたしましては、教員につきましては御指摘のように免許状の制度がございまして、現在教育公務員特例法におきまして、採用または昇任といふものは選考によること、が明らかにされておる。これは教育公務員の性格に基きまして当然のことであるといふふうに考えておりますので、この規定自身は本法の規定に矛盾をしない、その特例であるといふふう

○若林委員 大臣がおいでになりましたから、先ほどの点とちよつと重複しますけれども全國民の注視しておることでありますので、ひとつ大臣から一度お答えを願ひたいと思ひます。大體補正予算に盛り込んでおります三十五億の今年度の平衡交付金のうち、他のことについては大體了承いたしましたのでありますが、昨年度の年末手当に關する七億二千万円に対しては、ただいま政務次官からは、これは法律上その七億二千万円を三十五億の中の算定基礎に入れることができない。そこで別途支出することを考慮いたしておるといふことの御答弁があつたのであります。地方財政に重大な影響を持つておることでありまして、早急にこれを支出する運びをとつていただくことを希望するのであります。大臣から、一度この七億二千万円について明確にお答えを願ひたい。

○岡野國務大臣 若林委員の御質問にお答え申し上げます。先般七億二千万円が大部分問題になつておるのでございまして、それは文部省の予算としまして出ておつたのでございまして、そんなことも考慮されたのでございまして、七億二千万円は削られて、そうして平衡交付金は三十五億になつた、それで三十五億と七億二千万円の関係とおつしやれば、おそらく政務次官も私と同じ答弁をされたことと思ひますが、三十五億の中には七億二千万円が入つていないこ

とは確かでございます。それじやその七億二千万円をどうするかといふことにつきましては、文部大臣並びに大蔵大臣ともよく協議しまして、早急に何とか考慮しなければならぬといふことで、寄り／＼話し合ひをいたつておる次第でございます。現状をいたしましては、これだけは御答弁できると思ひます。

○若林委員 それで大臣安心できたのでありますが、どうぞ早急にそれができましようお願ひをいたしたいと思ひます。

それから次に先ほど松本君からも御質疑があつたのでありますが、教職員の政治活動云々といふことであります。私も特別に教職員のごとき社会の範となる者に対して、こういうきゆうくつない／＼な制限的なものを設けることは、不本意と思ひますのであります。なお民主政治が發展して行く上におきましては、社会の師表たるべき教職員が先頭に立つて、堂々たる選挙運動を國民に見せ、教員の常識に反せざる堂々たる態度をとられることはよいと考へるのであります。しかしながら現在の実情としましては、松本委員のお考へになつておるような態度が教職員の中に見られると思へないのを残念に思ひます。たとえてみれば、本会議においてある社会党の議員が、こういうことを発言しておるのであります。日教組は社会党のものでありまして、日教組は社会党の一派の専断に教職員組合がなるやうなことがあつてはならぬといふ氣持を持つておるわけでありまして、これは日教組を指導するものはなほだしいものである。おそらく良識のある教職員は、

つてその地位についておりますし、かりに地方公共団体の長が選任する場合、住民を代表しておるところの公選によつて選出いたしました議会の同意を得るという慎重な手続をとつておりますがために、人事委員会自身の職能がなり本質と兼ね合せて、この程度が妥当ではないか、かように考えております。

なお教育委員会と人事委員会と両立してになりますために、教育公務員が二重の扱いを受けるおそれがあるのではないか、この点でございますが、これまた先ほど御説明いたしましたように、教育公務員につきましては、教育公務員特例法によつて地方公務員の特例的な措置を設けておりますのと、教育委員会との間は、法律その他の規定によつて明確にいたしております関係上、その間緊密な連絡をとつて行きます場合においては、教育公務員諸君にそんなに御迷惑をかけることはなからうかと、かように思つてゐる次第であります。

○若林委員　ただいまの御答弁で、明確に人事委員会の重臣は、教職員に対しては絶対に加わらない、こう解してさしつかえございませんか。

○小野政府委員　先ほど藤井府委員長からお答えいたしましたように、任命権者がその権限を行使する場合におきましては、人事委員会においていろいろ計画、立案いたしました大きななわくを基礎といたして参りますような関係で、任命権者自身は、その点につきましてはある程度制約を受けると思ひます。しかしながら地方公共団体の一

般職員と知事との関係、言いかえれば任命権者と当該地方公務員との関係における場合と同じように、任命権者たる教育委員会と教育公務員との関係を考へてさしつかえないのではないかと、特に教育公務員についてのみ重点がかかるということにはなるまい。かように考へておられます。

○若林委員 もう一つだけ伺いたいと思います。教育委員会と、この法案によりますところの人事委員会との権限が、地方教育に関する限りどちらに重点をおくかということですか。ちよつと考へようによりましては、教育委員会の行政権と民政を輕視するようないことが起るような氣もするのであります。その点をひとつ明確にしたい。

○小野政府委員 ただいまお話にございましたように、何か輕重の差があるようにお感じになる向きもあらうかと思ひますけれども、もと／＼地方教育委員会の権限と人事委員会の担当の事項とは、おのずから區別を明らかにいたしております關係上、そのそれ／＼の性質によつて、当該委員会がその權限を行使することになり相なりますので、いずれが輕く、いずれが重いかというようないことは、一概にはいいかねるのではないかと考へております。

○若林委員 私はこれで打ち切ります。○松本(七)委員 大臣がお見えになりましたので、ちよつと二質問を許していただきます。先ほど政務次官にも質問したのですが、第七国会だつたと思ひます。御承知のように標準義務教育費の確保に関する法律案というのを政府が考へて、文部省それから地方自治庁の間で準備についてな

かなか折合いがつかなくなつたのがやつとまとまつて、しかもこれが閣議で承認されたのであります。そうしていよいよ国会に提出するまじわになつて、關係方面の必要な手續をとる段階になつて、これが認められないというので、遂に国会提出を見合わせたということになりました。あれは日本国政府の自主權と、それから国会の自主權に關する大きな問題であつたろうと思ひます。いやしくも内閣の閣議の承認を経て、国会提出まじわになつて必要な形式的な手續で、これが提出できなくなつたというようないことは大きな問題であります。當時私どもはこれを問題に取上げて、文部大臣にもたしましたところ、事情はやむを得ない、しかし今後なおこの標準義務教育費の確保について、そういう法律案を出すように、今後も努力するという言明があつたのであります。そこで私が伺ひたいのは、岡野國務大臣にもこの標準義務教育費の確保に關する法律案を、再び提出の運びになるように努力される意思がありやいなや、この点を伺ひます。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。そのいきさつは先般よく詳しく伺つておるのでございますが、自主權ということについては、私は所見を異にしております。ただいま被占領下でございまして、たといわれ／＼が閣議で決定いたしましたとしても、關係方面の許可が得られないときには、どうするともできないというところは、実情でありますから、これは悪しからず御了承願ひたいと存じます。なお閣議で一旦決定しましたものでございまして、しかもそれが吉田内閣でございまして、

で、われ／＼といたしましては、その方向に努力しつつある次第でございまして、ございまして、また具体的にいついかなる方法によつてこれを実現するかという、具体案ができておらぬことを申し上げて御答弁いたします。○松本(七)委員 それはその程度でいいと思ひますが、ただ被占領下にあるから閣議は決定したが、あと認められなければいふやうがない、これはそう言つてしまえばそうなるのですが、しかしはたして認められるかどうかというのは、あらかじめ交渉その他によつて閣議決定する場合には、相當の見通しを持つて閣議決定すべきものだと思ひます。しかしこれは内閣のことですから、これ以上私は触れませんが、そういうふうな考へておる。自主權の問題をもつと慎重に考へるべきだ、こういうふうな解決を持つております。

もう一点伺つておきたいのは、先ほどこからの小野政府委員の説明によりますと、教職員の政治活動の禁止という大幅な制限、確かに制限されておるわけですが、公務員の政治的中立ということ、しきりに政府委員は言つておられるのであります。ところが政治的中立ということとは、言葉の上からは、まことに公平で公正なように聞えるのであります。ところが政治的中立と立とうとすることが、政治的な無關心といふことになりやういふのであります。これは逆説的な言ひ方でございまして、政治の理想は、國民一般が政治的な無關心になるほど善政がしかれることとが、政治の理想かも知れません。政治は民政形態であらうがあるいは独裁形態であらうが、どのようであつて

も政治的關心が起らないほど、生活が安定して問題がないということになれば、これは一番いいのであります。ところがいろいろ問題があるために、政治的に關心を持たざるを得なくなると、それで全体の奉仕者としての國家の公務員、あるいは地方の公務員が、ほんとうに政治的に中立であり得るためには、やはり安心して公務に従事できる態勢ができて初めて中立であり得るのです。政治的な關心を持たざるを得ないような現在の實情そのものを改めなければ、ほんとうに政治的に中立を保つて、安心して公務に従事するといふことは、私は不可能であらうと思ひます。それでありました法律の規定の上で、そういう理想を目標にして、制限してみたところで、私は決してこの理想は達成できるものではない、従つてむしろこういう規定を設けて、政治的中立を押しつけることによつて、私は政治的な無關心がここに生ずる。そうしてその結果は、政治的な表立たつた自由自在の活動ができないうことになりますると、どうしても内政せざるを得ない、これは生理的な必然であります。すべて關心があれば、その關心が自由自在に表明できないといふことになりまします。これは内政する、そうすればがえつてこの法律の目的としたところと反する結果になると思ひます。そういう点について大臣ははたしてどの程度のお考へがあるのか、そういう点をただ法文だけでなしに、根本的な考へ方について、私は少し大臣に意見を伺つておきたい。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。ただいまの御質問を要約いたしますれば、行政官に中立性を持たせると政治的關心を失う。だからそれは民主政治としてあまり好ましくないのではないかという御質問のように受取れますが、私は地方の公務員におきまして一番大事なことは、何かと申しませう、一党一派の政党的先鋒をかついで、そうして政治運動をやるということではなく、公務員の地位を保護するゆゑに、もありませんし、行政を公正に運営して行くゆゑに、もしかりに百歩を譲りまして、中立性を保たせるために、御心配のごとき政治關心が幾分失われるといふことは、犧牲にいたしたる公務員としては、中立性を保たした方が、國家的にもまた地方自治団体の政治ができるのではないかと、こゝういふ考へを持つて、今度の法案を提案した次第でございまして。

○松本(七)委員 その考へ方そのものはわかるのです。賛成するかどうかといふことは別として、大臣の考へ方はどういふところにあるかといふことはわかるのですが、そういうふうな全体の奉仕者としての公務員というものの任務を全うさせるためにやむを得ない、多少マイナスになるものがある、こゝういふ制限をすべきだといふのが、大臣の考へ方なうであつて、そういう考へ方ならば、一方で制限すると同時に、やはり公務員の生活の保障といふことも、積極的に考へて行かなければならぬ。それは福利厚生といふこともこゝにはうたつてあります。が、そういうことをただこの法律にま

かせるだけでなしに、何らかのただちにやるべき福利厚生の積極的な生活の保障という面について、大臣はどういうように考えられるのか、たとえば年金制度とか、恩給制度の改正であるとか、そういう点について何らかの大臣の積極的な構想があらになるかどうか、この点を最後にお伺いいたします。

○岡野閣僚大臣 主として地方自治の面におきましては、政府の方針といたしましては、なるべく自主性を尊重して行きたい。こう存じまして、できる限り地方公共団体が、その全体の住民の意思によつて善政を施して行きたい。こういうこととしてやらせたいと存じます。しかしながら一、二億ありまますところの公共団体に、箇々別々にいろいろ経済情勢も違ひましようし、大小の差もありましようから、放任するわけに参りませんで、今度の公務員法をつくりまして、その中にうたつておるごとく年金制度とか、福祉とか、身分保障とか、いろいろうたつてある次第でございます。私自身といたしましては根本的な原則としては、地方自治にまかすべきである。しかしながらそれを手放しにまかしてしまつて、できないところはできないでうつつちやらかされては困るという意味において、退職年金とか福祉とかいうようないろ／＼のことを法律として出して、これを取入れて條例をつくる、またいろいろの施設をさせたり、こういう考へでやつておる次第であります。

○小林(信)委員 閣下にお伺いするのです。若林さんがおられる方が都合がいいのですが、若林さんがおられませんが、実は若林さんが先ほど朗読されて、しかも教員の政治活動禁止について至当であるというふうな点から申されまして香川県の民部省のサゼンヨンでありまして、これは国会におきまして話されたことはこれで二回であります。私は当初この話を聞きまして、たゞきに、その内容からいいたしまして、公職選挙法に違反するものであり、教育者として最も糾弾されなければならぬ問題であるという点から、文部省当局にも、あるいは取締りをする当局に対して、ただちに何らかの措置をすべきであつて、ただサゼンヨンを国会等で朗読し合ふというふうなことは、まことに軽率であるという点から、これも民部省に伺つたものではないのです。その地方の方たちに伺ひまされたというお話があるのです。この点は私そのまはつておいたのです。が、再びここでこの重大問題に影響するようなものを、とりかかわれるという点におきましては、もしこれが取消されておるとするならば、これは民部省の言をいたすに罪になつて、一つの材料にするというふうなことになるもので、これはまことに危険きわまるものだと思うのです。先ほど当局の御答弁によると、見たことではないが、そういうことは聞いたというふうなことで呼応しておるのですが、私は中正の立場からこの問題は一刻も早く根柢を確かめて、再びこういう事態なきことが行われぬようにしたいと思つたのです。しかも地方公務員の政治活動禁止の問題につきましては、非常に関心が高いのであります。先ほど来お話を承つておりまして、教育行政の面と、地方行政の面と二つの重複する点から、いろ／＼

な疑念が出ておる点からいしても、この点は政府当局におきまして、一旦そこで口走つた以上は、これをはつきりしていただくことをお願いしたいのであります。いかがでありますか。

○藤井政府委員 先刻も私申し上げましたように、これはそういうことがあつたというところを、県のある職員から聞いたというところだけ申したのであります。内容等につきましても全然見えておりません。また今小林委員から御指摘のございましたところの、その後その書簡というものは取消されたのだというふうなことも、私も聞いたし、ましては全然聞いておりません。

○小林(信)委員 もちろん私も糾弾したものでないが、もしそうだとすれば、非常に疑念があるから、当局におきまして、ここで申されたのですから、責任を持つてこの問題は糾弾していただくかと思つたのであります。

○前尾委員 それでは午前の會議はこの程度にいたしまして、午後は国会審議権重に関する決議案が出るのであります。それが一時間半ほどかかるのでありますから、二時半から再開いたしますことにいたします。

午後三時四十分再開

○前尾委員 再開いたします。

休憩前に引き続き、地方公務員法案に對する質疑を続行いたします。成田知己君。

○成田委員 地方行政委員会ではいろいろ質疑もあつたと思つたので、重点的に二、三御質問いたしたいと思つて、條文を追つて質問いたしたいと思つて、

最初、第三條の地方公務員の一一般職と特別職の規定であります。本法案の附則二十項の規定から行きます。

も、現業の機関に従事しておる職員は、当然特別職としての取扱ひを受けるのが、妥當だと考へるのであります。現在政府案には入つておりませんが、公立学校の教職員についても同じだと思つております。政府の提案理由の説明を聞きますと、五十七條の單行法の規定がございまして、五十七條でとりあえず公立学校の教職員を予定しておる、こういう提案理由の説明でありましたが、これは大体特別職並にお取扱ひになる趣旨で、そういう御説明であつたのか、お伺いしたい。

○小野政府委員 成田委員にお答え申し上げます。地方公務員法案の立て方といたしましては、大体国家公務員法と同じような考へ方から、一般職と特別職に區別いたしております。特別職はこの法律案の中にはつきりと規定いたしまして、それ以外の一般職、いわゆる地方公共団体の職員にこれを適用するといふような建前をとつておるわけでありまして、ただいま御質問のありました第一点の現業職であります。が、現業職員とそうでないものとを取扱ひ方につきますと、従来から国家公務員法におきましても、いろ／＼の経過をたどつて参つたのであります。この地方公務員法案におきましても、現行の国家公務員法にとらみ合せて、これが取扱ひを考へて行くことが妥當であらうといふ考へ方から、現業職員につきましては、一般職といたしまして、この地方公務員法の適用があるものと、この法律案では考へておるわけ

第二点の教員の取扱ひ方でありまして、たゞいま御指摘になりましたこの法律案の第五十七條において、職務と責任に応じて特殊な扱ひをすることができるといふ道を開いておるのであります。が、提案理由の説明をいたしました場合において、たとえば公立学校の教職員といふことを例にあげておられますが、この地方公務員法案に對應いたします教育公務員の特例的な措置につきましては、いわゆる教育公務員特例法といふものが出ておりました。この特例法が教育公務員に関する特例的な措置を講じておる、かような考へ方を持つておるのであります。特例的な措置は教育公務員におきまして、すでに措置されておる、かように御了解が願ひたいのであります。

○成田委員 最後の点でございます。が、そういたしますと、この五十七條で、公立学校の教職員に對して、現在の職員の特例法と同じような特例法をおつくりになるという趣旨で、私たちが考へておりました学校の教職員とあるいは現場の職員といふものは、一般公務員と性質が違ふから、その身分取扱ひについて、附則二十條の公企業職職員と同じような趣旨の單行法をつくるという意味ではないことになるのでございませうか。

○小野政府委員 最後にお触れになりました公企業職の職員につきましては、この法律案の附則二十項におきまして、別個の取扱ひをする。言いかえれば、地方公務員であるけれども、地方公務員法の適用を除外する、こういう考へであるわけでありまして、しか

るに教育公務員につきましては、地方公務員であるという前提のもとに、その職務なり、あるいは責任等におきまして、特殊な性格を持つておりますがために、これに必要な特例を認めて行く。これが具現されましたのが教育公務員特例法であると考えておるのであります。

○成田委員 そういたしますと、その特例法というのは、教員の性格から行きまして、政治的活動その他について一般地方公務員よりも制限において緩和する。そういう趣旨の特例法をおつくりになる考えでありますか。

○小野政府委員 この地方公務員法案の体系から申しまして、ただいまお話になりましたような考えは持つておりません。

○成田委員 次に五十二條の第五項について御質問いたしたいのであります。五十二條第五項には「職員は、地方公共団体から給與を受ながら、職員団体のためその事務を行い、又は活動してはならない。」という、いわゆる専従職員の規定があります。ところがこれに對應いたしておりますところの、国家公務員法の百一條第三項を見ますと、「職員は、政府から給與を受けながら、職員の団体のため、その事務を行い、又は活動してはならない。」という同じ規定がありますが、国家公務員法の方ではさらに「但し、職員は、人事院によつて認められ又は人事院規則によつて定められた條件又は事情の下において、第九十八條の規定により認められた行為をすることができ。」という但書がありまして、ある條件のもとにおいては、給與を受けながら専従職員として活動ができるという規定がある。

るわけでありまして。国家公務員法においてさえ、この但書の規定があるにかかわらず、なぜ地方公務員法においてこの但書の規定を落しておられるか。その点について御説明を願いたい。

○小野政府委員 御承知のごとく、地方公務員法案は、いわばわくの法律でございまして、できるだけ地方公共団体の自主的な扱い方にまかせるようにいたしたいと考えておるわけでありまして。ただいまお取上げになりました五十二條第五項の問題でありまして、地方公共団体から給與を受けたが、職員がいわゆる組合の専断的な仕事をやつてはならないということになつておりますので、これを裏から読みますと、給與を受けない場合においてはさしつかえない、こういうことになるわけでありまして。次に国家公務員法第百一條の末項にありますが、但書の問題でございまして、この地方公務員法案におきまして、たとえばその地方公共団体の條例の定めるところによりまして、職員の休暇の問題であるとか、いろ／＼な点が定められるであろうと思つておられます。さような場合におきまして、職員が休暇をとりましてあるいは職員団体の仕事に従事するといふふうな場合も想像されますので、これらの詳細の点については、おそれる條例によつて定めをするということになるであらう、かように考えておる次第であります。

○成田委員 休暇の例をおとりになつたのですが、休暇の例を私は申し上げておるのではないのであります。この法案によりまして、給與を受けながら職員団体のため事務を行つてはならない、こういうことを規定しておる。

ところが同じ精神の法律であります国家公務員法においては、この規定を受けまして、但書に、給與を受けながら人事院規則の定める範囲内においても組合活動ができるということになつておるわけですね。今小野次官の御説明によりますと、地方公共団体については、その地方の自主性を尊重するといふことをお言ひになつたのであります。それから、当然国家公務員法で人事院規則の例外を認めておれば、特に自主性の尊重される地方自治体において條例の定める範囲内において、その事情と條件のもとにおいては、給與を受けながら組合活動ができる、こういう但書を当然規定すべきだと思つておられますが、それについての御意見を承りたいと思ひます。

○藤井政府委員 お答えいたします。ただいまのお話はごもつとの次第であります。地方公務員法におきましては、職員団体の規定の仕方につきましては、国の職員団体に對應いたしまする大體の規定を置いておりますが、ただ国の場合には、人事院規則で相当な規定が置かれておるのであります。しかし事務柄は非常に重要な点であり、またいろ／＼疑義の存する点もございまして、地方公務員法におきましては、人事院規則で掲げておられますような事項の中で、特に重要な登録の問題とか、その他の点について、本法に直接規定をいたしたようなわけでありまして。従いまして、規定の形式が若干異なつておられますので、今お話がありましたような疑義を生じましたことは、はなはだ恐縮の次第であります。その建前といたしましては、全然地方公務員法の場合にも異なつてお

らないというふうになつておるのであります。具体的に申し上げますと、五十五條の一項で、いわゆる交渉権というものを認めております。ここに「職員団体は、條例で定める條件又は事情の下において……当局と交渉することができる。」というところが権限としてうたわれておるのであります。従いまして、これは給與を受けようが受けまいが、当然交渉権を與えられておるのでありますから、ただその條件が、條例で定めた條件なり事情という制限がつくことは、これは国の場合と同様でありますけれども、この條件に合致する限りにおきましては、給與を受けながら、当然にそういう交渉なり事務に従事することができるといふことでございまして、建前は異なつておりません。

○前尾委員 成田さん、ちよつと文部大臣と法務総裁が来ておられるので、その方の質問を先にほかの方にやつていたしたいと思いますので……文部大臣と法務総裁に対して御質疑のある方は……

○浦口委員 文部大臣がおいでになつておりますので、一点お伺ひいたします。午前中の本委員会におきまして、文部委員の松本委員や、若林委員から岡野國務大臣に御質問がありまして、大體基本は了承したのであります。ただ具体的な経過について一度お尋ねしたいと思ひます。それは補正予算に盛り込まれた三十五億円の平衡交付金の配分であります。これについて、地財と文部大臣の御意図はたいへん食い違ひがあつて、苦境に立たれて、吉田總理の御出馬をお願いしなければならぬというふうな、文部大臣の御意向が

あつたそうでありまして、その経過をちよつとお知らせ願ひまして、どういふ結果になつたか、お尋ねいたします。

○天野國務大臣 七億二千六百万円でしたか。これは文部省の予算に当初入つておつたのですが、また九億円のベアス・アップの分も入つておつたのですが、それが突然消えてなくなつてしまつたので、私は大蔵大臣にこれは一体どうなつたのかと言つたところから、三十五億の平衡交付金の中に入つておるから、そう考へてくれといふこととまでおつたわけなのであります。別に吉田總理の出馬を願つたといふことはございせん。ただ官房長官によくお話をし、どういふふうなことを処理したいかという御相談はいたしておりました。總理には別にお話しております。そういう経過であります。

○浦口委員 現段階ではそこまでお話を進んでおるわけでございますか。

○天野國務大臣 さやうでございます。

○浦口委員 実は先ほど自治庁のお話では、二十四年末の賞與金に対する地方自治体の借入金に対しては、この三十五億の中に含んでおられるが、しかしそれを支出するかどうかは、各地方自治体の任意にまかせられておる。決してひもつきではない。しかも二十四年度の結末については、二十五年度の予算にはこれは盛り込まないという財政法上の建前から、これは当然三十五億に入つていない。しかし実情やむを得ないので、別途七億二千六百万円については、方法を講ずるよう努力をして、こういう御答弁があつたやうで

音を聞いてゐる。ではないかということも考えられるけれども、それほど確信のある御説明ならば、まあ文部大臣からいまだ一度確約を得ておくことにしようというような形でわかれたのでありますが、ただいまの御説明によりますと、ぜひぶんこに大きな開きがありますので、文部大臣のお言葉と事務局の御説明とで、何か大きな食い違いがあるのじやないかという感じがいたしますので、いま一度この問題について御答弁をお願いしたいと思います。

○天野國務大臣　この七億二千六百萬四と九億というものは、当然これは三十億に入っております。これは疑いなく

考えておるわけでありました。その場合に私は年末手当に關しては、地方で全部出せと言つてもむりではないか。その半額はやはり中央で見るといふのがよいのではないかといふことを、十二月ごろと思うのでありますが、大藏大臣にしば／＼お願いをしてあるのであります。そういうようにして大藏大臣がこれは何か考えてくださること、岡野國務大臣と一緒に大藏大臣に幾度もお願いをしたのであります。しかも同じことを幾度大藏大臣に言つてみても、あまりしつこい話ですから、私これは大藏大臣に何かお考えがあるかと思つておりました。ところが今やしましたように、元は九億しかなか

た平衡交付金が、三十五億に突然ふ
らまされたわけでありまふ。だから
て九億を除けば何もなかつたものに
それだけが出て来たのですから、私
もはこれで年末手当の分もまかなつ
もらえるのじやないか、そういう予
をいたしたわけでありまふ。前の二

立たぬということは、その職ではないということである。それはおそく責任をとなければならぬということになるわけである。理論的にやつて行きますと、これが日本人の常識なんです。ところが終戦後は日本の常識がかわつて来まして、いけなければ、どうも向う様の何だとか、向うがどこだか私は存じませんが、景況が悪くなつて来ますと、向う様あちら様とかなんとかいふことを言つて、それからまたお勤といふものをお出しになつて、かつこうがつくわけです。だからこういうことではなしに——私はじやうだんではないのです。もう少し真剣に出してやらなければならぬのです。私も返事をしなければならぬ。何千通も来ておりますから一々出せませんが、少くとも組合の代表の事務所、あるいはまた学校の、一校ならば一校のどこぞに二校出て出す。はがきが同じ学校から二十枚ぐらい来ます。二十枚は、私は財政に困つておりますから出せませんけれども、一枚ぐらいはその学校に出せます。だからいろいろ努力もし、政府の方の意向も聞いたが、出る見込みがないからといふことか、あるいは半月分は必ず出る、このことを約束できまうといふふうな返答ぐらゐは、共産党が貧乏しておつても出さなければならぬときに来てる。ところがまだ出せません。どつちになるのか、どうですか。そのどつちを出したらいいの、それを明確にしろとつて、さつそく書いて出しますから、たいへん申訳ございませぬが、出せるか出せぬか、どつちかといふことをひとつおつしやつていただきます。と思ひます。

○天野國務大臣 私にはそれは出ると信じております。そういう努力をしようと思つております。

○木村(榮)委員 間違ひなく出ますね。

○天野國務大臣 間違ひなく出ると自分では考へておつて、そういう努力をしようと思つております。

○立花委員 天野文部大臣は「君が代」を歌へといふ御指示をお出しになりましたか。

○天野國務大臣 「君が代」を歌うことが望ましいと言ひました。

○立花委員 そうであれば、年末手当を出すことは望ましいことにはかわりはないと思ひますが、年末賞與の方はお出しにならないで、「君が代」の問題とか、あるいは人事の問題とか、こういうことだけは上から通達をお出しになるのですが、これは非常に片手落ちではないかと思ふのです。この点で天野文部大臣は矛盾を感じにありませんか。

○天野國務大臣 「君が代」を歌うことも望ましいと思つておりますが、年末賞與もせしめ出した。私の力を出せるものなら今でも出しますが、私の力では及ばないものがありますから、必ず出すといふことを言う資格が私にないのです。ただ私はどうか出るように努力しよう、こういう考へであります。

○立花委員 私には及ばないとおつしやるのですが、どういふ点で及ばないのか、人事の点なんかでは、さつきから申しましたように、文部大臣は絶対の権力を、あなたの下で教職員の方にやらせているわけなのです。ところが事給與の問題になりますと、私には権限がないとおつしやる。これは非常におかしいと思ふのです。たとえば「君が代」の問題にいたしましても、実は私、二年生と三年生の子供がございまして、この間十一月三日の前の日に、お前たち、あした「君が代」を歌うのかと聞きましたところ、父さん、「君が代」とは何だ、と私は聞かれた。子供は「君が代」を知らないのです。いくら「君が代」を歌へ、「君が代」を歌うことが望ましいといふ通達をお出しになりました。でも、子供は知らない。ところが十一月三日に学校に参りますと、先生がピアノなりオルガンなりをひきまして、子供にむいて「君が代」を歌わすのですが、子供は歌へない。こういうことは實際上あなたが天下り的にやりになつてゐる。あなたの権限をお使いになつてゐる。あなたの命令に屈服してゐるわけなのです。ところが給與の問題になりますと、あなたは組合の代表に御明言なさつておきながら、ここで聞きますと、それはおれは知らないのだ、おれの力の及ばないところなのだ、出るはずだからどこから出るだろう。これであなたは自分の職責が果せるとお考へになつておられますか。

○天野國務大臣 「君が代」は子供が歌へないから、これを歌うようにだんだんならそうと思つておるのであります。現在歌へないから歌えとむりに言つておるわけではなくして、歌へないからだん／＼教えたいという私の希望であります。

それからまた賞與もせしめ出したと思つております。そういう努力はしたと思つております。

○加藤(充)委員 「君が代」の問題について、天野さんに関連質問をいたしたのですが、「君が代」を歌うことは望ましいとお考へするのですが、あなたの所管の職員、公務員の方々が、あなたが望ましいと思へてゐる「君が代」を歌わないとか、あるいは子供にあなたの望ましいと考へる通りに、進んで「君が代」を教へ込めないといふことになれば、これはあなたのお考へでは、あなたの所管の職員として、公務員たる資格に欠けるところがあるといふようなことで、首でもお切りになる、あるいは懲戒なさるようなお考へがございませうか。

○天野國務大臣 そういふ考へは持つておりません。

○加藤(充)委員 そのことに関連いたしますから、天野さんや、地方自治の方でも来ておりますし、所管の大臣方にお尋ねしたいのであります。大体このたびの国家公務員のいわゆる給與のベリス・アップの問題、これは地方公務員にも関連がございまして、千円アップだとか、八千円アップだとかなんといふお考へがございまして、問題が最低のところを足そろえてみますと、三千五百円ベリスといふことになつておつて、八千円ベリスなどというのは、これはもうそだと思ひます。それでお尋ねしますが、三千五百円十八才独身青年が、他人のお世話にならず、あるいは貧乏なおやじや兄弟の世話にならずに、他人から借金もせずに、あるいは進んで、天野さんの独壇場ですが、青年らしいところを抹殺したり、犠牲にするといふことなしに、それで生きて行けるかどうか。こういうことについて天野さん初め所管の大臣方にお尋ねしたいと思ひます。天野さんのところにはもちろん十八歳の先生という方はおられないけれども、その

点はひとつ望ましいということでもよろしいのですから、天野さんから始めて御答弁をお願いしたいと思います。

○前尾委員 答弁はないそうです。それでは成田君。

○成田委員 二、三ポイントに質問いたします。先ほどの御答弁で、五十二條の五項に、但書が落ちてゐるのは、地方公務員法と国家公務員法の性質の相違から但書を抜いたので、五十五條の精神からいつても、当然給與はもらいながら専従職員として活動できる、こういう意味だと解釈してよろしいわけではあります。

○藤井政府委員 御指摘の専従職員に關する五十二條の五項であります。団体を通じて交渉をいたしますのは、五十五條の一項にございまして、これは條例の定める条件または事情のもとにおける制限はございしますが、その制限の中におきましては、当然給與を受けながらでも、交渉ができるのであります。

○成田委員 次いで五十五條に移ります。五十五條で、当該地方公共団体の当局と交渉することができるといふのですが、岡野國務大臣の答弁では、対等の立場で交渉することができるといふ御答弁があつたと聞いておりますが、その通り間違ひございませぬか。

○小野政府委員 私どももいたしましては、この法律案を作成した考へ方から申しまして、さういふ答弁をいたしておらないはずでございます。

○成田委員 そういたしますと、職員団体が交渉の申出をした場合に、正当の事由なくして、当局側はその交渉に応じないことができるのでございませぬ。

○小野政府委員 私どももいたしましては、この法律案を作成した考へ方から申しまして、さういふ答弁をいたしておらないはずでございます。

○成田委員 そういたしますと、職員団体が交渉の申出をした場合に、正当の事由なくして、当局側はその交渉に応じないことができるのでございませぬ。

○小野政府委員 私どももいたしましては、この法律案を作成した考へ方から申しまして、さういふ答弁をいたしておらないはずでございます。

○成田委員 そういたしますと、職員団体が交渉の申出をした場合に、正当の事由なくして、当局側はその交渉に応じないことができるのでございませぬ。

○小野政府委員 私どももいたしましては、この法律案を作成した考へ方から申しまして、さういふ答弁をいたしておらないはずでございます。

○成田委員 そういたしますと、職員団体が交渉の申出をした場合に、正当の事由なくして、当局側はその交渉に応じないことができるのでございませぬ。

○小野政府委員 私どももいたしましては、この法律案を作成した考へ方から申しまして、さういふ答弁をいたしておらないはずでございます。

しよるか。

○小野政府委員 この法律案の立て方といたしましては、応ずることになつております。第五十五條にありますが、「條例で定める條件又は事情の下において、云々」当該地方公共団体の当局と交渉することができると。こういうことになつております。

○林(百)委員 議事進行について……

実は予算委員会でございますが問題になつてゐるのです。あなたの方の委員会で、地方公務員のベースの問題と、教員のベースの問題、地方財政の問題で、どうしても政府の最初の原案に少くとも八十八億、これを予算的な措置をしてもらなければならぬ。これは合して百二十三億になるのです。この決議をされて、これが予算委員会に申入れられたわけです。予算委員会としては、これは真剣に取組んでゐるわけです。実は地方財政委員会、超党派の自由党をも含めて決議されたという例はないのであります。普通ですと、よその委員会から申入れがあつたところで、形式的にそれは参考までに聞いておこうというわけですが、今度の決議は超党派的にこれが決定されてゐる。しかも全国の知事からは熱烈なる要望があり、また全国の公務員からは熱烈なる要求があるというところで、予算委員会では、今実は吉田首相を呼んで、その問題について徹底的に最高責任者としての責任を問うということになつてゐるわけです。そこでわれ／＼としては、この予算委員会が吉田総理のいろ／＼の質疑が終りますと、ぜひ地方行政委員長としての前尾さんに来ていただいて、地方行政委員会の決議の成立の経過、それが

らどういう意図をもつて予算委員会に連絡されたかということをお聞きすることになつてゐるわけです。私実は予算委員会をかねてゐますので、これから予算委員会に参りまして、総理や岡野閣下大臣にいろ／＼聞きたいと思ひますが、この際、地方行政委員会です。された決議を、どういふように予算委員長の所信をお尋ねして、それから行きたいと思ひますので、御説明願ひたいのであります。

○前尾委員長 これは従来ある委員会から他の委員会に参考として申入れることがあります。そういう意味合いにおいて、もちろん参考です。あれは政府に対する要求ですから……

○林(百)委員 そうすると、地方行政委員会、せつかく地方財政の危機をよく御認識なさつて、長い間地方財政の問題を御苦勞なさつて、委員会の皆さんが超党派的に決議したものに對して、委員長はこれは單なる参考資料だと言ふのですか。予算的な措置はどうなつてもいいというお考えで、予算委員会に連絡し、その態度を御説明なさるわけですか。

○前尾委員長 政府に對して要求してゐるわけですから、予算委員会に對しては、他の委員会から、これは参考として出してゐるわけです。

○林(百)委員 そうすると、ただ政府に申入れをするということだけで、別に予算委員会の協力だとか、あるいは他の委員会の協力を得て、ぜひあれを強力に国会として政府に迫つて、実現するということ責任を、委員長は感じてゐないのですか。

○前尾委員長 委員会としては、もちろん強力に推進しようと思つております。しかしそれを予算委員会であつてうふうにお取上げになるかは、これはこちらの委員会の及ぶところではないのですから……

○林(百)委員 これは委員長も御存じの通り、予算委員会から正式に地方行政委員長のあなたのところへ照會が来て、いつ来られるかと言つて来てゐるでしよう。そうでしよう。

○前尾委員長 さつきちよつと話がありました。

○林(百)委員 これは予算委員会でも正式にあなたに来ていただくことになつておりますが、そのとき、あなたはあの方行政委員会の決議は、單なる参考にすぎないのだ、どう扱つてもけつこうだということでおいでになるのですか。

○前尾委員長 これは先ほど来申し上げております通り、それだけやる力のある法的なあれがないでしよう。

○林(百)委員 法的ではなくて、ぜひ予算委員会に協力を求めたいという態度なのか、予算委員会には單なる参考資料としてただ送付しただけで、地方行政委員会としては、予算委員会に對しては何らの希望も意見もないわけなんです。

○前尾委員長 あれば政府に對して要求してゐるのですから……

○林(百)委員 そんなばかなことはな

○前尾委員長 あの決議を読んでごらんない。

○林(百)委員 少くとも予算委員会に書類もつて申し入れた以上は、あれは予算委員会に協力してもらいたいということなんです。しかもあの決議が

超党派的に出されたということは、あなたも御存じの通り、地方財政が百二十三億出さなければ何としても破綻するといふか、日本の国の地方自治体の興隆を決した決議なんです。それをあなたに予算委員会へ行つて、そういう態度で御説明なさるのですか。

○前尾委員長 それはもちろん協力していただくように、参考として出してゐるのです。

○林(百)委員 それで予算委員会においては、予算委員会もぜひ協力して、手をとつて政府に実現方を協力して、もらいたいということを要請するため、おいでになるのですか。

○前尾委員長 いや、そうではありません。それはお呼びになるのはどういふ意味かは、私から申し上げるわけには参りません。

○林(百)委員 予算委員会の方では、地方行政委員長に来ていただいて、地方行政委員会の要請に基いて、私も予算委員会協力して合同審議しようという態度を整えてゐるわけです。ですからあなたが少くともあの決議の代表者として、予算委員会に説明において、予算委員会に、あれは單なる参考で、予算委員会はどうでもいいということでは……

○前尾委員長 予算委員会はいつでもいいというようなことは何も申し上げません。

○林(百)委員 だからあの決議がどういふ経過で決議がなされ、あれを地方行政委員長としては、どういふ態度で扱つかということをお聞きしてゐる。

どうでもいいというなら、われ／＼予算委員会は何もこれに協力する必要はない。

○前尾委員長 要するにあの決議の案文をお読みください。それ以外にありません。

○林(百)委員 読んでいます。予算委員会にあれを送つた以上は、あくまでも予算委員会の協力を求めるということが当然じゃないか。それをいつきりお聞きしてゐる。

○野村委員 ただいま林さんの御質疑の点は、地方行政委員会において、超党的に地方財政確保のために要請決議をしたのでございします。しかしその手段、実現方については、すべてを委員長に一任いたしてゐる。その方法として、今林さんの御指摘のような方法がとられてゐる。この点に對してはすべて委員長に一任されてゐる。これは地方財政の現状から見ても、われ／＼は超党的にこれを要請決議をいたしました。しかし幸い林さんは予算委員でもあられるので、むしろ今委員会の開会中であらうと思ひますから、その方で大いに十分やられる方が早いと思ひます。委員長もこの点に對しては痛感されてゐると思ふ。経過を参考のために申し上げまして、この問題に對しては、その方ですつとやつていただきたいと思います。

○石田(一)委員 ちよつと議事進行に關して……。今の委員側からの質問、委員長への答弁といふものは、どういふ形でなされてゐるのですか。だれが発言を許して、だれが委員長と呼んではゐるのか、全然これはわかりません。委員会なのか、懇談会なのか、わからぬ。こういう形で質疑答が繰返されたのでは、委員会の形式をこわしてしまふ。議事規則にのつとつて、委員長に質問がある場合には、委

員長は何か委員という形で、その壇からお下りになって、他の理事が委員長に席に着いて、それで発言を許して、順序よく整理なさいますと、これは速記もとれません。

〔発言する者多く、議場騒然〕

○前尾委員長 それでは林君。

○林(百)委員 実は私は文部委員であり、予算委員でありまして、きょうこの連合審査会に際しまして、実は今委員長をやつておる地方行政委員会の委員長である前尾さんから、地方行政委員会で超党派の、本年度の地方財政の平衡交付金を百二十三億、そのうち一般会計から出すのは具体的には八十億、この線でぜひ実施してもらいたいというところを、地方行政委員会の超党派的な決議としてなされ、それが予算委員会に前尾委員長から回付されたわけでありまして、実は予算委員会ではこれを参考にして、ぜひ地方行政委員会と協力したいというのが、野党全委員の希望なのであります。そこで先ほど前尾さんに申出があつたように、これから前尾さんに予算委員会にきていただいて、地方行政委員会がこの決議を予算委員会にまわした経緯、それから予算委員長の所信をお聞きしたいというところになつておるわけですから、そこでこの問題について実は予算委員会の方へ前尾さんが見える前に吉田総理を呼んで、政府の最高責任者としての所信をただしたいということを、今吉田総理に申し入れておるわけでありまして、そこで私はきょうこの機会に議事進行で発言を求めて、前尾委員長の所信をお聞きして、それを持つて行つて、私はこれから予算委員会では吉田総理にこの所信をただし、また私

も協力したいと思つておる。そこで前尾委員長にお聞きしたいことは、予算委員会に地方行政委員会がこの平衡交付金増額の決議を回付された意味と、それから地方行政委員長としての所信と、これをはつきり聞かせていただきたいと思つておるわけでありまして、そういう意味で私は発言を求めておる。明確なる委員長としての御所信をお聞きしたいわけでありまして。

○前尾委員長 それは実は予算委員会でも申し上げることもありませんが、せつかくのお尋ねでありますから、この決議に対する趣旨に沿つて——法律的にはこの委員会の出すのはあくまで参考ですが、この線に沿つてよろしくお願い申し上げますということでお渡ししたのであります。

○林(百)委員 だからお願いということとは、予算委員会にもぜひこの地方行政委員会の意向に全面的に協力されたというところと解釈していいですか。

○前尾委員長 それは本文の趣旨に沿つてやつていただきたいということではあります。

○林(百)委員 だから本文の趣旨に沿つて、予算委員会の協力を……

○前尾委員長 ちよつと、その本文の趣旨というのは、ここに書いてある趣旨のことですね。

○林(百)委員 そうです。この趣旨に沿つて、予算委員会の協力を求めるといふのですか。

○前尾委員長 よろしくお願い申し上げますと云つて渡したのであります。

○林(百)委員 協力を求めるわけですか。

○前尾委員長 そうです。

○林(百)委員 それならそれでけつこ

うです。

○前尾委員長 成田知巳君。

○成田委員 五十五條の問題で、職員団体が交渉の申入れをしたときに、正当な理由なくして拒むことができないというところを含んでおるかという点と、この条の定める条件云々という御答弁があつたのですが、もし條例でそういう定めがない場合は、当然正当の理由なくして拒否できないのだと解釈してよろしいと思ふますか。

○小野政府委員 ただいまのお話のようには拒否できない、こういうふうに御解釈していいと思ひます。

○成田委員 條例でその規定がなければ、当然正当の理由なくしては、交渉の申入れを拒否できないと解釈してよろしいと思ひますね。

○小野政府委員 それでけつこうだと思ひます。

○成田委員 次に第二項であります。が、当局と職員団体との間に申合せを結ぶことができるかという点、この申合せというのは、当事者双方を拘束するものであるかどうか、その点について御説明願ひたいと思ひます。

○小野政府委員 ここに「申合せ」となつておりますのは、要はこの第五十五條の二項にも書いておられますように、法令、條例、地方公共団体の規則その他の規程に抵触しない限りにおいて、申合せを結ぶことができる、こういうことになつておるのであります。一体どういふふうな内容の問題について、いかなる申合せをするかということについては、具体的な案件について考えなければならぬので、趣旨は今申しましたような考え方のもとに、申合せをする

道を一応開いておるわけでありまして。

○成田委員 もちろん條文には法令、條例に抵触しない範囲においてとありますが、その限りにおいて申合せを誓面によつて結んだ場合、その結果は両当事者を拘束するかどうかということを開いておるのであります。

○小野政府委員 これはその内容によつて、あるいは予算の問題であるとか、あるいは條例を制定しなければならぬ、あるいは法律的事柄もございまして、従つて法律的な拘束がござい申合せをすることによつて、ただちに生ずる場合のみとは限らないと思ひます。これは具体的の場合によつて生じて来る問題であらうと思ひます。

○成田委員 そういたしますと、この申合せは、案件によりましては当事者双方を拘束する場合もあるわけでありまして。その場合拘束力が発生したにもかかわらず、理事側がこれを履行しない場合に救済の規定がないのであります。当然第三項として、当事者が理事者かまたは職員団体でもない場合は、その申合せを履行しない場合は、この地方公務員法の精神から行きまして、人事委員会に提訴し、人事委員会はこれを審査し必要な勧告をする、こういう條文を設けるべきですが、これが落ちておるといふことは、法文の不備だと思ひますが、この点はどうですか。

○小野政府委員 ただいま申しましたように、必ずしも法律的な拘束力というものを発生するとは限らないのであります。同時に勤務条件等に關しまして、行政的な措置を要求し得る道も開かれておりますので、具体的内容

によりましては、人事委員会なりあるいは公平委員会に対して、職員団体の方からあるいは職員から措置の要求を出す。それに基いて人事委員会が、地方公共団体の当局に対して、それだけの措置を講じて行く。あるいは勧告をする。こういうようなことによつて処理して参ることにしたいと思ひます。

○成田委員 今の御答弁によりまして、職員個人または職員団体から人事委員会に申出をする、こういうことを言われたのであります。人事委員会の権限では職員団体の提訴に対して、審査する権限は第八條で規定してあるのですが、当然これは職員団体の提訴に対して、人事委員会は審査し、勧告するものと解釈してよろしいわけでしょうか。

○小野政府委員 職員団体ということをお申しましたが、少し言い過ぎでありまして、御説の通り職員が行政措置の要求をする、こういうことになつておるわけでありまして。

○成田委員 そこで問題は、この書面による申合せの不履行があつた場合に、それに対する救済規定が全然ないわけですから、そこで私は三項として職員団体が提訴し、人事委員会もその提訴を受理し、審査あるいは必要な勧告をするという規定を入れなければ、この二項で申合せを結ぶことができるというところは、まったく空文になつてしまふ。それについてはどうお考えになりますか。

○小野政府委員 大体におきまして団体交渉の基本的な考え方が、対等の状態において労働協約を締結するといふふうな趣旨のものではないわけであり

ますことは、地方公共団体の当局が地方住民を代表しておる立場において、しかも地方住民は地方公務員のいわゆる雇い主たる立場にあるという観点からの団体交渉のあり方であります。従つて法的な効果を発生するという点ではなしに、むしろ道義的な問題として取扱われるべき性格のものであると私は思うのであります。従いましてただちにこれが不履行の場合において、法的な強制力を加えて行くということにはならないと考えております。

○成田委員 対等の立場で交渉を認めたいものではない、法的な手段に訴えることは好ましくないと言われたのですが、それはまったく逆なのでございまして、対等の立場にないものですか、この地方公務員法によつて何らかの救済措置を人事委員会において講じさせる。そうしなければ、対等でないからこそ、人事委員会の必要性があるのです。次官の言われたことはまったく逆なんです。対等で罷免権なり団体交渉権、懲戒権を行使することができないなら、そういう救済規定はいらない。対等でないからこそ人事委員会を強化して、これに対しての不利な処分に対して救済措置を講じます。こういう必要があると思うのですがどうでしょうか。

○小野政府委員 私の足りない点につきまして補足的に公務員課長から御説明いたします。

○藤井政府委員 お答えいたします。ただいま政務次官が御説明をいたしましたところを補足して、なおもう少し詳細に申し上げたいと思うのでありますが、五十五條に規定いたしております職員団体の交渉というのは、国家公

務員法に規定いたしてございます交渉とその性質におきまして、実質的な差異はありません。すなわち公務員の本質から申しまして、地方公共団体の当局といわゆる対等の立場に立つところの交渉といふものは認められないという趣旨なのであります。その点から五十五條の但書におきましても、団体協約を締結する権利を含まないと言つてあるわけでありまして、ただ、そういう意味の団体協約の締結権はございませぬけれども、この交渉というのは、單なる意見の表明や、また陳情とは違つたわけでありまして、話し合いのうちに意見の一致がある場合におきましては、その内容について、現在政令の二百一十号が掲げております状況におきましても、意見の一致した事項については、それは口頭の確認を與え、あるいはそれを文書にして置くというような慣例も認められておるようでありまして、それをここに法的に認めておくというにいたしましたようなわけでありまして、この二項に基きまして、申合せを締結いたしました場合に、もし当局側にこれに対する違反があつた場合はどうなるかというお話をございまして、この場合は先刻政務次官からも申されましたように、個々の職員自身がその申合せの違反によつて影響を受けて参るわけでありまして、勤務条件に關する措置の要求の手段を通じて、人事委員会にその審査を要求することでもできるということに相なるわけでありまして、なおこの際この二項の問題についてもう少し申し上げておきますが、申合せというものの対象は、実は私は二つあると思つております。ここにございまして、職員団体の性

格また公務員の性格から申しまして、法令とか條例等に違反したところのとりきめを結ぶことができないことは当然でございまして。しかしその範囲内においてやり得ます事項にも、おのずから二つの型が出て来るわけでありまして、その一つは、給與の引上げをやつてもらいたい、そういうような場合に、これは他の條文にも出ておりますように、地方公共団体の職員の給與は條例で規定をいたすことに相なつておるのであります。六千三百円ベースをひとつ八千円ベースにしてもらいたければ、それは非常に君たちの窮乏もわかるから、そういうものというよりなところをきめをいたしまして、これはただちに出すというような効力は生じ得ないのであります。これは條例で規定しなければならぬ事項でありますし、また同時に予算措置を必要とするわけであるからであります。しかしながらもし條例の提案に努力をしよう、給與引上げについて大いに努めようというところは、一つの申合せとして成立し得るわけでありまして、しかしこの場合におきましては、違反に對しましてはいわゆる道義的な責任と申しますか、そういうものが生ずるだけでありまして、法律上の効果というものは、事柄の性質上持ち得ないと思つております。しかしながら、具体的に一つの例をあげて申しますと、たとえば予算措置もちゃんと講じてある、職員の厚生のために浴場を庁舎に設置しようというようなことがあつたといつたしまして、その浴場の規模等をどうして行くか、もつと端的に申しますれば、窓を一つ南向きにするか、北向きにするか、どちらにつけるか、というような事柄に關しまして、

予算措置もはつきり講じられておる、その浴場の構造等について意見の一致を見ました場合におきましては、これは私はこの二項によつて効力を生じて来るというふうな解釈いたしておるのであります。

○成田委員 詳細な御説明があつたのですが、最後の場合ですが、二項によつて効力が発生するにもかかわらず、それに不履行があつた場合、罷免権も懲戒権もない。せつかく二項で職員団体と当局との書面による申合せを認めおきながら、その不履行に對して何ら救済措置がないというところはおかしいのではないかと。従つて職員団体が――單に個人が提訴しようと思つても実状はなかなかできないのでありますから、職員団体に人事委員会に提訴する権限を認めるのが、趣旨からいつて適當ではないか、こう私はお聞きしておるのであります。

○藤井政府委員 御意見の点でございしますが、これは政務次官からお話になりましたように、いわゆる対等の立場に立つ交渉ではございせん。人事委員会に對しまして、労働委員会と同じような裁定権を與えますことは適當ではないといふふうに考えたからであります。しかしながらその効力を有するといふ範圍内の申合せにつきましては、別途の一般の規定に基く救済が與えられるものと考へられる次第であります。

○成田委員 効力を有する面において別途の救済といふことを言われましたが、これは民事上の訴訟その他の手段に訴えるといふことを指していらつしやるのですか。

○藤井政府委員 この申合せがいわゆる一般の契約に當るかどうかという点につきましては、問題の点があるかと思ひますが、これらの点は解釈問題として今後慎重に研究して参りたいと思ひます。

○成田委員 最後にお聞きしたいのですが、六十一條第四号の罰則の規定でございまして、この四号は三十六條三項の規定に違反した場合に、三年以下の懲役に処するといふ重い規定なのでありますが、この三十六條三項というのは、政治活動禁止された公務員に政治活動を教唆した者に対する規定でございまして、その條頭に「何人も前二項に規定する政治的行為を行うよう職員に求め、云々」とあるのですが、この「何人」といふのは職員以外の第三者も入つておるのかどうか、まずお聞きしたい。

○小野政府委員 お答え申し上げます。職員団体も、職員も、職員以外の第三者も、いずれも包含しておるものと解釈いたしております。

○成田委員 地方公務員法は當然地方公務員にのみ適用すべきでありまして、罰則の点においてのみ地方公務員以外の第三者、一般人さえも「何人」といふ規定で包含するといふのは行き過ぎではないかと思つておりますが、それに対して御見解をお伺いしたい。

○小野政府委員 第三十六條におきまして、職員自体が法律に規定されております政治的目的をもつて、政治的行為をやることにつきましては、当該職員に對しましては罰則の規定は設けておりません。これは他の懲戒の方法によつて取扱つて行くことが妥當であらう、しかしながらこの職員に對しまして、政治的な行為をその他をそのかした

たりする行為そのものを、独立

犯罪として処罰するといふ趣旨でございまして、これに対して共犯のごときあるいは騒擾罪等のごとき考えを持つて来るという、その考え方自体をわれわれは初めからとつておらない、こういう次第でございます。

○坂本(泰)委員 これは地方公務員法の規定で地方公務員を罰する規定なのであります。この地方公務員を罰する規定において「何人たるを問はず」としてあるから、地方公務員でない者もここに入つて来る場合がある。首謀者たる地方公務員の犯罪が成立しない場合において、それを教唆した普通のものが、これで罰せられるのはおかしいのではないか、その点を言つておる。また共犯の従属性を持つて来て、主犯が罰せられる場合ならば、資格要件のないものも罰せられる場合があるでしようが、それをもつて来ない場合は罰することはできなくなる。その点はもう少し明瞭にしておかなければならぬと思ひます。

○大橋國務大臣 今の御質問はこれを独立性のない教唆罪といふひとつの共犯として観念された場合に、本犯が成立しないのに教唆犯が成立するはずはないじやないか、こういうお話であります。しかしながらこれはこの法律におきましては、教唆罪として、共犯のひとつとしての教唆犯として、これを処罰するといふ趣旨ではなく、これを教唆する行為が自己が独立して罪になる。こういう規定であります。従ひまして、しいてこの罪に關連して教唆罪といふものを考えるとなると、そのかゝつた場合には、これは教唆犯といふことになりすけれども、その

かした行為が自己が独立犯罪でありまして、教唆罪の観念をもつて観念すべきではないのであります。

○坂本(泰)委員 そこで聞きたいことは、しからば地方公務員法は、いわゆる一般職と特別職とあるが、この地方公務員の罰則についての規定なのであります。それを地方公務員以外普通の者に対して、この地方公務員法の規定によつて、いわゆる犯罪構成要件を今騒擾罪なら騒擾罪、そのかしたらそのかしたといふ犯罪構成要件をもつて、公務員以外の者をこの法律で罰することができると、それならば日本刑法との關係はどうなるのか、その点を言つていただきたい。

○大橋國務大臣 この規定は刑法に対するひとつの特別規定であります。これによりまして新しい罪と、それに対する刑とが規定されたわけでありまして、そうして地方公務員法の中に規定してあるからといつて、地方公務員の罰のみをこれに規定するといふものではないから、地方公務員法を施行いたしましたために、必要な罰則をここに掲げたのでありますから、地方公務員以外の者が犯罪をいたした場合においても、当然これによつて罰せられる。すなわちこの罰則に掲げられておる犯罪は、地方公務員のみによつて犯され、またはそれだけが罰せられるといふ趣旨ではありません。何人も処罰する。こういう趣旨であります。

○坂本(泰)委員 論理がえらいところに發展して、法律の適用が日本国民の法的生活を無視するやうな法の解釈になります。私は大体いふ／＼な質問がある前は、この「何人たるを問はず」といふのは、公務員同士のことでない

かといふことを前提としておつた。ところがいふ／＼發展して、遂に日本刑法が改正される、地方公務員法が日本刑法の特別法になる、従つて公務員以外のものが例をあげれば、公務員と一緒になつて、罰則適用の條文に當つたやうな場合においては、公務員は罰せられず、普通人だけ罰せられる。日本国民は敗戦国といへども、法治国民である。法治国民である以上は、しかも地方公務員法のこの罰則の規定をもつてしまつて、国民全部に及ぼすやうな法律の規定だといふのは、私はあまり論理が飛躍してめちやくちやだと思ひます。もう少しやはり罰則の解釈をその他をする場合においては、これは總裁ではむりかもしませんが、事務当局でもよいが、もう少し日本刑法との關係において、はつきりしたものを書きなければ、日本の国民はめちやく／＼になります。独裁主義、軍国主義よりもはなはだしいことになる。この点について、もう少し起案者にはつきりして

いただいた。はたして日本国民の法的生活を擁護のためにつくつておるかどうか、しかも先ほど何回も聞いておるが、この地方公務員法といふものは、地方公務員を保護するためにつくつたものである。それが公務員を保護するどころか、一般日本国民を一片の地方公務員法という法律の罰則によつて処罰せんとする。これは法律を無視するもはなはだしいものであり、日本国民の基本的人權を損傷するもはなはだしい。その点について起案者でもよいから、はつきりした御答を願ひたい。

○大橋國務大臣 新しい罪とこれに対する刑を定めます場合はおきまして

は、法律の基礎を要することはこれは当然でございまして、法治国のことでございまして、法律によつてこれを規定したわけでありまして、すなわちこの地方公務員法の罰則によりまして、新たな罪と刑とが規定されたのであります。これは何ら法治国の法を破るものでもなく、また公務員法の中に、公務員以外の者に対する犯罪と刑罰とが規定されたからといつて、別にさしつかへはない、かように考えます。

○坂本(泰)委員 それはやはりこの間もお話がありましたように、法は何をなすを得ざらん、ただ男を女になし得ざるのみ。つくろひは何でもつくることができましよう。しかしつくる以上はやはり日本国憲法に基いて、日本国民の人權を尊重してつくらなければならぬ。しかしながらこの公務員法をつくるに於いてやむを得ず、公務員以外の者も罰しなければならぬといふ状態があつて、これを法文につくり罰する場合においては、これは重要な理由と要件がなければいけません。しからばどういふ理由によつて、この何人という中に公務員以外の者を入れたか、その理由を承りたい。

○大橋國務大臣 公務員の政治的中立性並びに公務員の立場を擁護するといふ上から申しまして、公務員に対してこれらの行為をそのかしたりますといふことは、非常に不適当な行為である。従つてこれは刑罰をもつて禁止する必要があります。これがこの立法の趣旨でございまして。

○坂本(泰)委員 その点はわかりましたが、そういうことがあつたならばいかに重要な理由があつて、公務員以

外の者を認めなければならぬようになつたか、これは率直に公務員同士の何人ではないのですか。一般人に対する問題ではないのじやありませんか。その点をもう少しはつきりしたらどうですか。

○大橋國務大臣 これは第三十六條の第三項は、職員すなわち公務員に対してある種の政治的行為を要請する。あるいはそれをそのかしたり、またはある、こういう行為がありますと、その結果として職員がさういふ政治的行為をなし、またさういふ行為に出るといふおそれを生ずるわけでありまして、かようなことは地方公共団体の事務の適正を守る上から申しましよう。また公務員の政治的中立性といふことを守る上から申しましよう。ひいてはまた公務員の地位を保護する上から申しましよう。きわめて危険なる行為である。従ひましてこれに対しては刑罰をもつても禁止をしなければならぬといふのが、この罰則を設けられましたる趣旨でございまして。

○加藤(元)委員 一応罰則を設けなければならぬといふ一方的なあなた方の理由なり、見解はわかるのであります。大体六十一條の問題になつておる第五号ですか、それから六十二條の文書の使用方から見ても、これは明らかに其犯罪理論が出て来なければならぬやうな法律上の文書が使つてあるといふことが一つ。もう一つは、先ほど私は騒擾罪その他の問題で言ひましたが、首謀者、附和者、煽動者といふ／＼ありますが、それとて共犯あるいは共犯關係に加つた者について、共犯理論が主犯と従犯との關係

並んで適用されるというものは、われわれの法律觀念から矛盾するように考えられるのです。やはり新法は旧法にすぐるというふうな／＼なこともあるのです。政府は三十六條を規定するか、百三十七條を規定するか。両方を適用する場合においては、三十六條は總括的な禁止の規定であり、百三十七條は具体的に例示してある。

だからその点がおかしなふうになりますから、やはり一般通念の考えで行けば、三十六條は教職員には適用なく、むしろ法律の一般の解釈によつて、百三十七條の例示をしてある方の政治活動だけを禁止するのじやないか、こう考えるのが正当に考えられるのですが、いかがでございますか。

○大橋國務大臣 公職選挙法にありまする規定は、公職選挙の制度の建前から申しまして、学校教員がその職務権限を利用することに關して、規定をいたしたのであります。地方公務員におきましては、地方公務員全般の政治活動について規定いたしましたものでありまして、そうしてその目的をいたしますところは、公務員の全般の規律を維持しまして、そうして公務員としての公正なあり方をあらしめたい、こういう趣旨でございますので、三十六條と公職選挙法のこの規定とは、相並んで適用があるというふうに、私どもは考へて立案をいたした次第でございます。

○坂本(泰)委員 そこで少し前にもどりますが、この公立学校の教職員に対して、やはりこういう規定がある。今までの経過から見ましても、一般の公務員とはその性質が違つておる。従つてこれは一般職と見ずに、やはり特

別職と見なければならぬ。しこうして特別職と見るならば、この三十六條の規定が適用にならずに、依然として公職選挙法の百三十七條が適用になると思うのです。私はこれから精納いたしまして、この教職員は一般職でなく、特別職であるというふうな解釈するものが、最も妥当だと考へますが、この点についてはいかがでございますか。

○大橋國務大臣 地方公務員法の立案の趣旨から申しますと、先に文部大臣のお述べになりましたごとく、地方公務員たる教職員は、これを一般職といたしておりますし、またこの三十六條は一般職たる地方公務員に通じて適用する條項と相なつておるわけでありまして、この三十六條は全般的に適用がある。特に学校の教職員については、このほかに公職選挙法の百三十七條、これは教員たる身分というもののに伴う特別の規定でありまして、これは双方相並んで適用すべきものであるという趣旨をもつて立案をいたしております次第でございます。

○坂本(泰)委員 そこでやはり公職選挙法の百三十七條が、教職員たる身分について、こういう政治活動の禁止を規定してある。従つてこの教職員の身分からいたしまして、一般職に入るべきものでなく、特別職に入るべきものである、こういうふうな解します。その点について、この三條の一般職と特別職とは、どういふ御見解を持っておられるか。その点をこれは立案者の方からでも、もつと詳しく承つておきたいと思ひます。

○鈴木(俊)政府委員 一般職と特別職との区別の基準でございますが、これ

に關しましては、要するにこの地方公務員法案に規定いたしておりますような、この人事行政の制度を適用すべき職であるか、それともこれを適用することは不適当とする職であるかというところが、一つの判定の基準になると存じます。また逆に申せば、要するに人事委員会のもとにおきまして、全体の人事の統制のわくの中において処理した方がよろしいか、それともさういふ人事委員会の所管からはずしまして、別に置いた方がよろしいかというよう

なことが、この判定の基準になるであらうと思つております。さういふ見地から一般職、特別職の振りわけをいたしておるのでございまして、今の問題の教員でございますが、教員は御指摘のごとく、その勤務いたします仕事につきましては、一般行政職に比較いたしまして、違つておる点がたしかにあると存じますけれども、しかしながらそれは特にこの一般職の中からこれを排除して、特別職にまわすというほどの理由にはならない、かように考へておるのであります。ただ教員につきましては勤務の特殊性から申しまして、特別なる事項は教育公務員特例法において、これを規定するという建前をとりまして、一般職ではあるが、特別事項はさういふふうに規定をいたしている、こういう考へ方に立つております。

それからなお公職選挙法百三十七條と、この三十六條との關係でございますが、これは公職選挙法の方は、選挙の自由公正をたつとびまする見地から、その自由公正に害になるような行為を罰則をもつて、その勵行を期しておるわけでございますが、身分という

点を中心として考へておるものではないわけでございます。ところが、この三十六條の政治的行為の制限は、公務員としての性格から考へまして、さういふような制限を加へまして、その政治的中立性を確保することが、結果において公務員の地位を安定せしめ、行政の安定を期するゆゑんである。さういふところに出發しておるのであります。と考へておるのでございます。

○坂本(泰)委員 今の御説明によりますと、一般職と特別職の区別は人事行政の關係と人事の統制の面と、この二つが主として区別の対象になつておるかと考へます。實際教職員について考へますと、これはやはり教育長が独立をいたしまして、教育委員会がございまして、この教職員の人事のことは、教育委員会の方に於いて取扱つておるのであります。ただ給與その他の点については、人事院の關係になります。これは人事院より独立をいたしまして、教育長並びに教育委員会の手によつてこれが行面につきまして、やはり教育長がその主管をいたしまして、さうして教育に基いては他の公務員より別個な取扱をいたしておるのであります。かような点から考へますと、これはむしろ特別職の方に入れるのが、今の立案者の区別をされた、この二つの点から、どうしてもこれは特別職に入れなければならぬ。かように考へられますが、その点については、いかがでございますか。

○鈴木(俊)政府委員 教員に關しまし

て、たとえば／＼任用の資格でございすとか、免許の關係でございすとか、さういふ意味の特例はあるわけでございますが、たとえば不利益処分、懲戒処分を受けた。さういふ場合の審査につきましては、これはやはり人事委員会に持ち出して、人事委員会がこれを審査する。あるいは教員の給與を上げてもらいたい、さういふ行政措置の要求をいたしました場合におきまして、人事委員会がこれを審査して、結果を長なりあるいは教育委員会の方に報告をする。あるいは自分つたような点は、人事委員会の最も主要なる機能の一つとして考へておるわけでございますが、さういふようなものは、もちろんこれは教員に對しましても、これを勵行することの方がかえつて利益を保護することに相なると思ふのであります。ただ任用とかその他の点におきまして、教員の特殊な性格から申しまして、特例的な事項は現に教育公務員特例法に規定をいたしておるわけでございます。さういふ方面において、特に規定をいたさない限り、これはやはり一般職として取扱う方が適當である。國家公務員におきましても、教員を同様な扱いをいたしておりますので、その考へ方に従つておる次第でございます。

○坂本(泰)委員 今の問題はもう少し疑問があります。他の点から推して今の点に及ばうと思ひますが、なお先ほどの説明によりますと、三十六條の規定があり、しかして三十六條の罰則をもつてこれを処置をする。従つて罰則の方から逆算しまして、罰則によ

つて、本質上特別職であるべきこの教職員に対して、罰則の方から逆算して、そうしてこれに入れようというのには、はなはだもつて民主日本においてけしからぬ考えだと思ふのです。われわれはこの法的生活におきましてはお互いが法を守り、憲法の精神によりまして、そうして罰則はやむを得ずそれに違反した場合に、これを適用するというのが罰則の規定であり、また刑法の規定であると、かように承知をいたしておるのであります。しかるにこの地方公務員法の解釈によりますと、三十六條で政治的行為を禁止しておる。これに違反した場合は罰に処する、その罰則が主であるから、この教職員を一般職にするのである。これははなはだもつて人権を蹂躪する考えだといわなければならぬ。ですからそういう罰則を前提として、一般職に入れるというふうな考えは、なか／＼もつてけしからぬ考えだと思ふ。ですからもう少し公務員一般職、特別職という限界をはつきりいたしまして、その本質によつて一般職、特別職のこの三條の規定はきめなければならぬと思ふのであります。従つてその本質からいたしましてならば、この教職員はどうしても三條の特別職に入れなければならぬ。ですからそういう罰則を前提として、いわゆる弾圧をもつてやろうとするよりも、むしろ自由な立場において、落伍者だけ、違反者だけに對して罰則を適用するというのが法の建前である。かような建前からいたしまして、特別職としなければならぬと思ふのであります。あくまでも三條に羅列したこの六つ以外は全部一般職にする、そういうお考えでありますか。もしその本質がはつきりいたしまして、一般職と特別職の觀念をはつきりして、教職員は特別職に入れなければならぬという見解に到達したならば、そこに入る意思があるかどうか、その点の御見解を承りたいと思ひます。

○今野委員 議事進行について。ただいま労働委員会から連絡がありまして、労働委員会が開かれて国鉄裁定がかかるというのです。これは非常に重大で、労働委員会はみな行つてしまふのです。ですから私も質問を留保して、そつちに出たいと思つておりますが……。

○前尾委員長 済みましたら、お待ちしておられますから……。

○鈴木(俊)政府委員 今の教員を特別職にする意思なきやというお尋ねでございますが、地方公務員の中で、公営企業に従事しております現業の職員、それから一般行政職の職員、そのほかに今問題の教員があるわけでございまして、この法案の立案の態度といたしましては、公営企業に従事したております職員は、独立採算制の会計に属しておりますものもございまして、国鉄なり専売公社に相当いたしますような形態の企業に従事いたしておりますものもございまして、これは別扱いにする、こういう建前をとりまして、現業に關しましては、これは従事したてます勤務の性格が、非常に一般の行政職とは違つておるということを確認しまして、たとえば労働基準監督の権限につきましては、一般行政職とは別個にとりかかつております。ただこれに關しましてはいろいろの御要望もございまして、国家公務員法との

関連において、同じような問題として考へなければなりませんので、政府としては将来の問題として考究をいたしますが、この地方公務員法案におきましては、これは他の行政職と同様に扱つておるのであります。そこで教員は一体そういう現業の方面と同じように考へて行くか、あるいは一般行政職の方と同じように考へて行くかというところでございますが、私もどもいたしましては、これはやはり現業と言ひまするよりも、むしろいすれかと申せば、一般行政職に近い性格を持つておる、かように考へております。そうして先ほど申し上げました一般職、特別職の判定の基準から申しまして、人事委員会制度の原則を適用いたしまして、一向さしつかえないものである。適用したい点だけは、教育公務員特例法においてこれを規定して行く、こういう建前をとつておりますので、教員を特別職として扱うということは、この法案の建前から申しまして必ずしも適当でない、かように考へておるのでございまして。

○坂本(泰)委員 私はこの法案の建前から特別職にしなければならぬという考へでやつておるものでありますが、文部大臣が申されまうから、その性格をもう少しはつきりするために、文部大臣の御見解を承りたいのですが、今説明がありましたように、勤務の性格からいたしましてならば、これは普通の公務員よりはつきり、区別しなければならぬと思ふ。ことに教育の任に當る者は、上下間の関係とか、あるいは権利義務の關係とかを別としまして、いわゆる教育ということ、教育制度という、この特別なところを考へなければならぬと思ふのであります。従つて学校に對しては、学校法人といつて特別な法人が設けられております。そして商法上の法人とか、民法上の法人とは、はつきり区別してあるのではありません。従つてまたこの学校法人の本質から参りますと、やはりこの教育という立場を第一にとりまして、権利義務その他の關係は第二位になつておるのであります。これは教育を尊重する建前からこれをやるのである。従つて教育を尊重し、自由な教育をやらして、りつぱな教育を打ち立てるという建前をとりましたならば、先ほど説明員の説明に、この勤務の性格から一般職と特別職を区別すると申されたのであります。が、やはり教職員は勤務の性格が、いわゆる学校法人の建前からいたしまして、また教育の本質からいたしまして、一般職と離れた特別職にしなければならぬ。またもう一つの考へは、現業を主として特別職にしておる。私はこの現業にも入らぬだろうし、一般行政職にも入らぬだろうし、教職員の特別の地位があるから、その地位を尊重しましたならば、やはり特別職に入れなければならぬ、かように考へるのであります。が、大臣の御見解を承りたい。

○天野國務大臣 私は法律のこととはつまびらかにいたしておりませんが、一般の考へを申してみますと、教員は現業とか、あるいは非現業とかいうような立場ではちよつと考へられないようかし、しつて言へばやはり非現業という中に入るのではない、か、そういう建前から、やはり一般公務員という一般的な規定を置いて、何か特別な場合には特別の規定を設けるというのが、妥當のように私は考へます。

○坂本(泰)委員 今の御答弁は、教育の府にあり、われ／＼の今まで尊敬した天野先生の言葉でないように考へるのです。もちろん教職員は現業と同一に考へるわけには参らないのであります。しかしながら天野文部大臣が従来主張しておられたところの、この教育の本質から推して参りましたならば、これは一般行政職とは判然区別しなければならぬ。また区別しなければ、第二の日本國民をつくるどころの教育もできないし、青年を指導して、真に民主的の日本の再建をはかるといふこともできないと思ふのであります。従つて現業に入らないから、これを一般行政の一般職に入れる。それではやはり教職員の尊嚴と、それからわれ／＼が子供を委託する先生としての尊嚴の念がそこになくなると思ふのであります。従つて現業としての特別職でなくて、教職員としての、教育という本質から来るところの特別職として、一般行政職とはつきり区別しなければならぬと思ふのであります。が、大臣は、現業には入れられないから、やはり一般行政職に入れる、この考へでは、文部大臣の従来の教育に對する深い御経験から、われ／＼は推測いたしまして、はなはだ失望いたす次第であります。現業ではもちろんない、一般行政職にはもちろん入れない、特別職として、特別に第三條の一般職から除外すべきものじやないか、かように思ふのであります。が、これを除外すべく、文部大臣はこの立案にあつて努力されましたかどうか。ただ現

業に入らないから、一般職でいいという事でそれにすぐ賛成されたか。あるいはまたこういうふうな、第三條では一般職と特別職を区別してあるが、その特別職にも入れないで、一般職として、これを地方公務員として、地方公務員法によつて一律に取扱う、その範疇に教職員をすなおに入れてしまわれたか。またこれを入れたのはいかにねから、今後更に個々の規定を設けるだけではないか。やはり第三條の一般職、特別職からわくを全然離れまして、教職員に對するところのいろいろ規定を別に設ける意思があるかどうか、その点の御見解を承りたい。

○天野國務大臣 坂本さんのおつしやうことは、私もよくわかるところでございませう。それで先ほどから現業と非現業という範疇では、教員というものは理論としては考えられない。しかしどちらかの範疇にせしめ入れようというならば、現業でないという事は明らかだ。また教職員といえども一個の公務員だといつても、教員の尊厳を傷つけることではないかと思う。一個の公務員であるが、特別の公務員であるという事は言えると思ひます。だから特別のことに關しては、特別な規定を設けるというのでよいように私は思ひます。が、しかしあなたのような特別の位置をつくるということも、一つのアイディアではないかというふうに私も思ひます。

○坂本(衆)委員 最後に要点だけお聞きしたいのですが、広く解しますならば、やはり教職員も地方の行政關係の範疇には入りますから、これは公務員に入るのです。しかしながらこの法を解釈するについても、これは限度があ

ると思ひます。しかしその法の限度を定むるのについては、その本質と、それから客觀的の據つておる仕事の方面、この二方面が特に注意をしなければならぬ。教育の本質から申しまして、地方公務員と申しまして、教職員はまたたく兒童の教育の任にあるのでありまして、官庁に勤めて仕事をやるのとは、まるでその本質が客觀的に違つてゐるのであります。従つて一般行政職と、いろいろ政治的の方面、団体交渉その他いろいろな点がありまするが、これを一律に取扱うという、かような行き方で行くならば、これはほんとうの民主日本自由な立場における學問の自由、教育基本法に基づくところの教育の破壊になるのではないかと思ひます。しかもまた先ほどの説明員の話を聞きますと、三十六條によつて、それに違反した者は罰則によつて彈圧するから、それから逆算してこれに入れるなんと言ふときは、これは最も日本民主化を阻害し、日本の國民を侮辱するものではないかと思ひます。立案者なんかは、これは方便的にこの国会に出て説明するにすぎない。この委員会において慎重審議をいたしましたこの法律が、あるいは罰則の規定がある場合は、裁判になるのでありまして、裁判になれば、検事はこれを起訴し、弁護人は弁護の任に當つて、その法の公正を期するものでありまして、しかしその法の解釈にあたりましては、やはりこの国会におけるところの審議の解釈が基本となるのであります。もちろん最高裁判所によつて決する場合もあるものでありまして、最高裁判所といえども、やはり国会におけるとこの法の案

の審議を十分尊重いたしましたして、これをやるのであります。従つて私は、この委員会において、ことに實際説明の任に當られた説明員が、その場のがれの言ひ訳をする、あるいは先ほどの、何人といえどもというのにも、全然別個の人間も入るとか、いろいろ自分たちが予想しないことに當つたら、その場限りでこれを解決しようという、これはまことにもつてけしからぬことと思ひます。従つて特にそういう考えをもつて立案され、罰則を主體として、その範疇に教育の任にあるところの教職員を入れて、そうして一般地方公務員と同様に取扱つてやるといつたならば、これは日本の教育の破壊となる、日本の教育の破壊は日本の民主化の破壊となる、日本國家の破壊になると私は考えるのであります。かような見地からいたしまして、私は現業にも入らない。また一般行政職にも入らない特別職であつて、この第三條には入らないという見解を持ち、もしここに疑念があるならば、第七でもいからもう一号加えて、この一般職とは區別するといふ建前をとらなければならぬと思ひます。この点について政府當局の猛反省を要求いたしまして、私の質問を打ち切ります。

○前尾委員 後では暫時休憩いたしまして、七時から再開いたします。

午後六時十八分休憩

午後七時二十六分開議

で、これでは實際に委員会の權威にかかりますから、暫時休憩を願つて、そして委員をかり集めて、ほんとうにやられる態勢でやらなければいかぬと思ひます。私は動議を提出いたしますから……。

○前尾委員 ただいま集めてありますから……どうぞ続けてください。

○加藤(充)委員 私が先ほど関連質問をいたしましたので、答弁を約束されておられます人事院關係がまだ參つておりませんので、その問題の結末をつけず、順序が前後しますが、先に一応進みたいと思ひます。

先ほど來法務總裁と問答があつた地方公務員法の罰則の問題について、一、二確かめておきたいと思ひます。三十四條を見ますと、「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。」引續いて六十條には、これについての罰則規定がございませう。そこでお尋ねするのですが、郵政關係は来ておりますか。

○前尾委員 郵政關係は来ておりません。

○加藤(充)委員 それでは、これも質問を途中でやめなければならぬ。○前尾委員 政府委員は幾らでもおるのでありますから、本法案關係で質問してください。

○加藤(充)委員 それでは、答弁できる人の責任のある答弁を願ふことにしまして、質問を続けます。

先ほど正式な発言ではありませんが、郵政關係の方にわたる質問をしようと思ひましたところが、大橋法務總裁の方から、それは國家公務員關係で地方公務員に關係がないと言われ

たのですが、罰則の規定並びに内容、こういうような問題その他給與等の問題につきましても、國家公務員法との関連がないとはいひ切れなかつたと思ひます。ですから、まずこの点について大橋總裁が意見をさしはさんだので、こういうふうなものは関連性がないのである。地方公務員法は國家公務員法と、先ほど申し上げましたような点について、何ら關係がないと言ひ得るのかどうか、これをまつ先に確かめておきたいと思ひます。

○大橋國務大臣 第六十條は、國家公務員に何ら關係がありません。

○加藤(充)委員 いや、地方公務員法の連合審査にあつて、私どもは人事委員として、國家公務員法との関連から、地方公務員法も關係がある。従つて、そう考へておられますが、連合審査をお開きになつた点から見ても、私が考へてゐるその點点というものは妥協だから、連合審査を許されたのだと思ひます。そこで私が大體の質疑の範圍の第一点として申し述べたところが、初めからいきなり、それは関連がないと言はれることは、この地方公務員法と國家公務員法との関連内容から見て、あまりにもそれは一方的な、大橋さんの意見を早く述べ過ぎたと思ひます。そこで、こういうことになると、われわれは連合審査に出て來て発言する勇氣を、しよつばなからはつたりで、くじかれたような氣がするのです。氣の弱い共產黨の委員は、こういうことはまことに大きな言論の抑圧になる。そのこと自体が、大橋さんはお考へになつていないけれども、われわれには偉大なる被害を感じるわけでありませう。私は六十條との関連を問題にし

たのですが、罰則の規定並びに内容、こういうような問題その他給與等の問題につきましても、國家公務員法との関連がないとはいひ切れなかつたと思ひます。ですから、まずこの点について大橋總裁が意見をさしはさんだので、こういうふうなものは関連性がないのである。地方公務員法は國家公務員法と、先ほど申し上げましたような点について、何ら關係がないと言ひ得るのかどうか、これをまつ先に確かめておきたいと思ひます。

たり、三十四條と六十條との関連が、国家公務員法に直接関連があるという意味で質問しているのではございませう。そういう点で、私は大橋さんのさきの答弁はともう一方的で、私は六十條は関連がないという御意見を求めたのではないのであります。

さらに続けますが、気の弱いわれわれをおどかさないでいただきたいと思ふ。簡易生命保険法の第十七條によりますと、「保険金額は、被保険者一人につき五万円をこえてはならない」というような規定があるようでありまして、これは一人が二口も三口も入つたり、五口も入つたりして、一口五万円という簡易生命保険の性格上規定された保険金額をはるかに超過して、超過保険的な金額を契約いたしました場合に、一口を除いて他の保険契約は有効なのであるかどうか。これは郵政関係だが、これ自体の法律解釈は、大橋さんでもできると思ひます。

○大橋國務大臣 ただいまの御質疑は、この地方公務員法と関係ないようには私に考えます。

○加藤(充)委員 関係がないというところで答弁をやられないのですか。おわかりにならないので答弁なさらないのですか。

○前尾委員長 地方公務員法についての御質疑を願ひます。

○加藤(充)委員 いや、これは関係があるから……。

○前尾委員長 どういう関係があるかをお話願つて、それで進行して行きましよう。

○加藤(充)委員 それは、まづ先に三十四條を全部読上げたものではありませうか。

○前尾委員長 それが地方公務員法の何條と関係があるかという……。

○加藤(充)委員 私は地方公務員法の三十四條を讀上げたのです。このことに関連があるから、この質問をするのだというのを前提にして質問を進めているのです。

○大橋國務大臣 簡易保険の保険金額を超過した保険契約は、これは保険として効力がないという趣旨の規定だと思ひます。

○加藤(充)委員 そうすると、また地方公務員との関連はないと言われるかもしませんが、一例として簡易保険関係に勤めている公務員についてお尋ねをいたしておるだけでありまして、問題は三十四條の解釈に關連いたす問題であります。そういうようなことで、命令で三口も四口も入らせる、入らせなければかつこうがつかないというようなことに相なりした場合には、お尋ねは、その行為は犯罪をやつたということに相なるのでしょうか。

○大橋國務大臣 今命令と言われまして、何の命令でしようか。

○加藤(充)委員 それじや何ぼでも長くなつてしょうがないじやないか。私がせつかく発言しているのですが、聞いていないで、そんなばかなことは、これはひどいと思ふ。それではわかるように……。

○大橋國務大臣 わかりました。命令というの、おそらく上司の職務上の命令という意味だと思ひます。そういう簡易保険法の精神に反しました職務上の命令は、それは違法の命令でありますから、その結果に基いて行動いたしました場合は、それは自己の責任において行動したということになると思ひます。

○加藤(充)委員 そうすると、そういうような犯罪ないしは犯罪的な秘密であります。三十四條には、臭いものにはふたをしなうというふうな結論に相なると思ふのであります。その点はいかがなものでございませうか。

○大橋國務大臣 この地方公務員法の三十四條は、地方公務員に関する行為を規定いたしましたものでございまして、簡易保険の係員は、これは国家公務員でございまして、この三十四條には関係のない事柄でございまして、

○加藤(充)委員 それでは大橋さんに続けてお尋ねしますが、国家公務員法においても、三十四條類似の罰則がございまして、今申し上げましたような業務は、正当な職務の執行ではない。従つて職務上知り得たというふうなことの秘密ではないというふうな、われわれは法律上解釈されるので、その点についてお尋ねしたいと思ひます。

○大橋國務大臣 国家公務員法にも類例の規定がございしますが、しかしその場合にそういう命令があつたという事実は、その公務員が職務上の地位にあるがために、そういう命令があつたわけでありまして、その命令の内容が不当のいかんにかかわらず、それはやはり職務に關連した事項となるというところは明らかであります。ただそれが職務上の秘密となるかどうかという点になりますと、これはまた別の問題になると思ひます。

○加藤(充)委員 それでは職務上知り得た秘密を漏らしてはならないという規定に該当いたしますかどうか。

○大橋國務大臣 その事項が、上司からこれは職務上の秘密なりとして指示せられておりますと、一応職務上の秘密として取扱うべきであると考えます。

○加藤(充)委員 職務上の秘密ということを書われなければ、それは職務上の秘密にはならないのでしょうか。

○大橋國務大臣 事柄の性質によりまして、職務上の秘密となるものもありまして、今言われました保険契約をしたとかしないとかというふうな問題は、これは特に性質上秘密というよりは、それを秘密として上司から指示された場合に秘密になる、こう考える方が普通の事柄ではないかと思ふわけあります。

○加藤(充)委員 そうすると犯罪を上司が敢行いたしましたして、しかもこれは秘密にしておけというふうなことを上司から命令された場合には、そのことに緘口令を施されて、秘密の漏洩防止のために、下級の職員は協力しなければ、国家公務員としての職責が果たされないということになるのでしょうか。

○大橋國務大臣 私のこれは秘密として取扱うべきものであるという上司の指示というものは、これは職務上の命令としてその命令が出た場合でありまして、今加藤君が例としておあげになりましたように、何か職務に關係いたしました犯罪がありまして、それについてこれを秘密として取扱つておけというふうなことは、これは職務上の命令とは考えられないと思ひます。

○加藤(充)委員 それでは私が今例示してその一端をお聞きしましたような事柄は、これはここではあまり具体的なことはさしひかえます。資料を持つてお

りますが、この席上ではあえてさしひかえておきます。そういうふうなことが末端で上司、下僚の間に行われておりますようなことは、事の性質上職務上秘密として好ましいことであるとお考えになつておられるのか、好ましくないというふうにお考えになつておられるのか。そのことを念のために確かめておきたい。

○大橋國務大臣 上司が職務上の犯罪を隠蔽する目的をもちまして、特に下僚に対して、権限外の行為であるにもかかわらず、これは秘密として取扱うべきものなりというふうな指示をするということであると考へておられます。

○加藤(充)委員 実はそれでこのたびのいわゆるレッド・ページの問題についてお尋ねしたいのでありますが、これととも地方公務員たるに適格云々の問題に關連がございまして、地方公務員法に山ほど盛られた、保護の規定というよりも、罰則の規定ではないかと思はれるほど、数多い制裁規定がありまして、お尋ねをいたします。実はそういうふうな種類の秘密を漏洩するおそれがあるということで、誠首を命ぜられた者があつたといふようならば、仮定に答へられないというならば、あるから、このことについて御返答願ひたいのですが、そういうふうな首の切り方というものは正当だとお考えになつておられるかどうか。

○大橋國務大臣 先般公務員に對しまして、職務上の秘密を漏洩したとか、あるいは漏洩するおそれがあるという理由で、解雇の処分をつたといふことを聞いておられますが、これはやむを得ざることであると思ひます。

○加藤(充)委員 それは、まづ先に三十四條を全部読上げたものではありませうか。

○前尾委員長 どういう関係があるかをお話願つて、それで進行して行きましよう。

○加藤(充)委員 それは、自己の責任において行動したということになると思ひます。

○前尾委員長 どういう関係があるかをお話願つて、それで進行して行きましよう。

○加藤(充)委員 それは、自己の責任において行動したということになると思ひます。

○前尾委員長 どういう関係があるかをお話願つて、それで進行して行きましよう。

○加藤(充)委員 それは、自己の責任において行動したということになると思ひます。

○前尾委員長 どういう関係があるかをお話願つて、それで進行して行きましよう。

○加藤(充)委員 そういふふうな秘密事項だということも言われない。事の性質上明らかに上司との犯罪の強要である、あるいは上司の犯罪を黙秘して特に語らないようにするということよりなこと、これは法務総裁が少くとも好ましくないことと言われた。しかし、そういふふうな協力をしなかつたから、あるいは今まで協力を強制でせられておつたけれども、どうもそれではおそれながらとお白州の方に訴え出たいというふうな、しおらしい真人間の気持に立ち返つた者を、いわゆる職務上の秘密を漏洩するおそれがあるというところで、白州の中にかへ込んだのである。白州の中にかへ込んだのであると別でしようが、おそれがあるというので、キヨロ／＼しております者を首切るといふことは、これは犯罪と人道上許しがたい行為のダブル・プレーを、あえてレッド・ページでやつたと思うのですが、この点について御意見を承つておきたい。

○大橋國務大臣 各省において行われまして、共産主義者あるいはその同調者に対して解雇措置をとつておられますが、これについては各省とも十分に調査をいたしてあるのではありません。お説のような不当の措置はなかつたものと確信しております。

○加藤(充)委員 今簡易生命保険法十七條についての法務総裁の——括弧つきではあります、一応権威的な解釈を承つたのでありますが、このことについては、幾らつべこべ言われても、近いうちにわれ／＼は、この十七條違反の問題をはつきりやつていふという事実を、相当な地域においてはつきりさせて、大橋法務総裁とお目にかかりたいと思ひます。

この質問はこの程度で終りますが、次の問題として、おそれがあるというふうなことで首を切るというふうなことが、やはり地方公務員法の幾多の罰則規定の中に、共産主義者あるいは同調者というそれだけの事実で首を切るのか。あるいはそのことから発端して、いわゆるおそれがあるという行動が、具体的に確認された場合に首を切りになるのか。その点を明確にしていただきたいと思います。

○大橋國務大臣 レッド・ページにつきましては、共産党員であるとか、あつたとかいうだけの理由をもつて、ただちにこれを整理するということとは考へておりません。具体的にさうな危険性が確認せられたる場合におきまして、他に処置がなければやむを得ず首切る。こういう方針でおるのであります。

○加藤(充)委員 思想の自由は、つべこべ言ふまでもなく、世界人権宣言の中にもあるし、同時に日本の憲法にも規定されている問題なのであります。思想を持つた者をいわゆるレッド・ページというふうなことで、かつてに首を切るという者は、みづから民主主義を否認し、あるいは憲法自体を蹂躪するものであると思ひますが、大橋法務総裁の御意見では、思想すら弾圧する、それが当然であるというふうな御見解に承つたのですが、念のためその点、だめを押しておきたいと思ひのであります。

○大橋國務大臣 單なる政治的な信條と申しますか、思想と申しますか、あるいは單なる政党の所屬という理由をもつて解雇するということは、これは明かに憲法に違反し、また民間の場合

におきましては、労働基準法にも違反しますし、公務員の場合におきましては、公務員関係の法令に違反する措置である、こう考えます。しかしながら、今回政府においていわゆるレッド・ページと称せられる措置をとるに至りましたのは、單なる思想の理由、あるいは單なる政治的党派所屬の理由をもつて、これを解雇するといふ次第ではございませんで、現実に国家の公務員としての秩序をみだるとか、あるいはまた公務員として必要な秘密の義務を怠る、かようなことについて、はつきりした危険性を確認したものであるという措置をいたしております。

○加藤(充)委員 そう一応は聞き直つて御答弁なさるんですが、そういう事例ではなくて、ただおそれがあるといふ推定で、首を切られた事例がたゞさうあるのです。そういうふうな首切りの実態が明かになつた場合においては、法務総裁としてはその首切りは撤回するべきという御解釈をおとりですか。

○大橋國務大臣 公務員ばかりでなく、今回行われました一連のいろ／＼な、いわゆるレッド・ページというふうなことにつきまして行き過ぎがあるというふうな場合にございまして、で、きるだけこれを直して行くといふ措置をとるのは当然でございまして、お話をのよに、單なる思想のゆゑをもつてとか、あるいはこれに便乗するとかいふような理由で整理されるということとしては、絶対になかつたものと確信をいたしております。

○加藤(充)委員 あとで関連質問もあつたから、そのことだけ簡単に

区切りをつけておきたいと思ひます。共産主義者ということばかりです。もつとはつきりすれば、共産党員であるかどうかということばかりです。しかし共産主義者ということも、共産党員ということと離れますと——どうも共産党員と言ふ方がはつきりいたしますが、さらに進んで同調者というふうなことになるかと、どうも範圍が明確ではありません。共産党員であるが、共産主義者であるが、同調者であるが、一切の思想は処罰されるべきでないといふことは、一応明確であります。また労働組合などでは便乗的な首切りはいけないといふようなことも言われておりますが、便乗といふ、同調といふ、限界がきつめて不明瞭であります。共産主義者ではなく、その同調者といふことは、たとえば具体的にどういふものを同調者と言われるのであるか、その限界を明確にされたいと思ひのであります。

○大橋國務大臣 同調者と申しますのは、共産党員の計画したておりするいろ／＼な不当な行為等にあたりまして、これに積極的の参画するとか、あるいは積極的の協力するといふような実績のあつた人を同調者、こ

ういふふうな考えをもちます。○加藤(充)委員 それと、先ほどの、例の秘密漏洩のおそれがあるという共産主義者、あるいは同調者といふものは、具体的にどういふふうな場合に、さういふ認定を受けますか。

○大橋國務大臣 これは各般の事情を調査いたしまして、共産党員でありかつ秘密漏洩のおそれがある、また同調者

については、これは過去において、あるいは共産党の党員が共同してやつておりますいろ／＼な不当な行為等に、積極的に協力したといふような実績によつて決定するわけであると思ひます。

○加藤(充)委員 先ほどの問題にもどりますが、地方公務員法の罰則の六十一條及び六十二條は、今大橋總裁の言われた同調の問題、限界の問題、踏み込んでいふ思想の問題まで入り込む問題と関連して重大であるから、質問をいたします。どうも御説明を聞きまして、共犯理論を飛び越えて、一

の行為に加担したものでありますからして、それは明かに多数人の行動であります。しかもその間に段階があり、いろ／＼なものがあつた。しかも騒擾罪といふようなことも違つて、このことである——騒擾罪についても共犯理論は貫かれておると思ひのであります。共犯理論は、客観主義を乗り越えて、いわゆる罪刑法定主義を乗り越えて、この共犯理論の消滅をやる、いわゆる共犯独立論の立場に立つたものであつたのであります。現在の新憲法の後に、あらためて出て来ました新刑法におきまして、あるいはさらに進んで旧刑法時代に

おきまして、共犯理論を否認した主観主義的な立場といふものは、まだ法制上許されておられませんし、学説上も多数だとは言われておられませんし、制度上も許されてないものであります。こ

で、新しい犯罪並びに刑罰をこの一片の地方公務員法、しかも地方公務員の利益擁護を眼目としなければならぬといふようなことを、第一條にうたつておきますこの地方公務員法で定められるといふことは、先ほどお断りしましたように、立入るべからざる場所に立入つて、そうして原則も何も無視して、めつたやたらに当るを幸いなき倒すといふような最も恐るべきファシシヨ的な、いわゆる権力政治である。刑罰をもつて人民に対抗するといふように、権力を暴力化して行つたこれは暴力政治であると思ふのでありまして、主權主義刑法が、ファシズムの刑罰理論の基礎づけになり、教育刑論といふようなものは、それ自体の――岡野さんがお笑ひのようであります、アイディアとしては一応許容されたいとしたとしても、実際上の問題になりますと罪刑法定主義、フランス革命により獲得した人權のマグナ・カルタとしてのいわゆる罪刑法定主義、客觀主義を無視してファシズムの地盤になり、ファシズムの原則に貫かれて利用されて行くといふことが言われておりますが、先ほどの地方公務員法の罰則規定、その犯罪の理論体系づけ、その解釈によりましますと、まさしくそのようなものが大橋さんの口から露骨にはつきりとうたつておるのであります。こゝういふふうな一連のやり方は、先ほど口では同調者はこゝういふべきである、共產主義者といへども思想だけでは処罰しないと言ひながら、實際はまつたくめちやくちやなやり方で、東條時代を再現するような、あるいはもつとひどいやり方になつておるのであります。理論ではありませぬ。

現実にいわれるレッド・ページで幾多の人々が不当な処罰を受け、失業のうず巻きの中に投げ出されておるといふこと、こゝういふことは否認できないのでありまして、その点について先ほどの罪状の罰則規定とともに、関連した御返答をお願いしたいと思ふ。

○大橋國務大臣 加藤君の御雄弁を傾聴いたしました次第であります、加藤君は犯罪の性質といふものについて、全然法律的な理解を欠いておられるように思ふ。すなわち先ほどから私が申し上げましたごとく、この六十一條の四号の規定というのは、これは決して共犯關係を前提とした規定ではございませぬ。これはかような政治的行為を公務員に対してそのかすといふ、そのそのかす行為だけを処罰しようといふ趣旨であります。その結果そのかされた公務員が処罰されるかされないか、これは処罰されないものである。

たとえば公職選挙法の第二百條といふ條文があります。これはやはり国会の議決を経たる現行法であります、これを言ひますと、選挙に關しまして他人にある種の行為を動誘いたしました者は、これを処罰するといふ規定が書いてある。この動誘といふのは一種のそのかすといふ行為であります、これによつて動誘された人たちは、別に犯罪が成立しないにもかかわらず、動誘行為がそれ自体だけが独立の犯罪として処罰されるような規定になつておる。これが公職選挙法の二百條であります。それと同様の趣旨をもちまして、今回の規定におきましても、公務員に対して政治行為をするようなことをそのかすといふその行為だけを取上げて、反社会性ある行為としてこれを処罰しようといふのが、この立法の趣旨なのであります。従つてこれは共犯ではなく、これ自体が一つの犯罪である。その前提のもとに今後お話を進めていただきたいと存するのであります。なおまたかような犯罪を認めるといふことは、加藤君の御説によりまして、これは犯罪となるべからざるものをことさらに犯罪とする。従つて暴力主義であるといふような御意見があつたやうであります、この辺は御意見でございしますから、特に申し上げる限りではないと存じます。

○加藤(充)委員 これは先ほど関連質問において質問したのですが、御答弁がなかつたやうです。これは主管大臣じやないから答弁する限りにあらずといふことじやなしに、あなたは重要な職責を持つておるのであります、部下もたくさんあるのでありますから、謙虚に御答弁願ひたいと思ふのです。大体十八歳の独身青年で三千五十円で食えらと思われかどうか、こゝういふことについて大橋さんや岡野さんや、それから地方自治庁の御答弁を聞いておきたいと思ふ。

○大橋國務大臣 独身の十八歳の人の三千五十円、これが今回公務員法の給与の改訂として提案された中にあるやうであります、これは大体において生活できるという考え方に立つて、立案されたものと考えます。

○前尾委員長 暫時休憩して、九時から再開いたします。

午後八時六分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

昭和二十五年十二月十九日印刷

昭和二十五年十二月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 行